

第5次滋賀県子ども読書活動推進計画(素案) ～滋賀ならではの「こども としょかん」を目指して～

1 計画策定の趣旨・計画期間

現行の「第4次滋賀県子ども読書活動推進計画」の最終年度が令和5年度であることから、社会情勢の変化等を踏まえた改定を行うとともに、これまでの内容をより拡充・発展させ、すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくりに向けて、次期計画を策定する。計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2029年度)までの5年間。

2 第5次計画(素案)のポイント

(1) 計画名:サブタイトル(～滋賀ならではの「こどもとしょかん」を目指して～)を追加。

(2) 「こども としょかん」の考え方を記載(p.16)

置かれた環境に関わらず、滋賀の子どもが読書に親しむことができるよう、いわば、滋賀県まるごとが子どもたちにとっての“図書館(読書を楽しむ場)”となるよう、県・市町・民間等、子どもの読書に関わる人々がみんなで子どもの読書活動を総合的に推進していくことを、滋賀ならではの「こども としょかん」として取り組んでいくこととします。

(3) 「目指す姿」(p.16):「こども としょかん」として目指す姿を新たに設定。

(4) 基本の方針(p.16):「こども としょかん」として展開する内容として見直し。

<第4次計画>

- (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- (2) 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進
- (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及



<第5次計画>

- (1) いつでもどこでも「こども としょかん」
- (2) 「支える人」を支える「こども としょかん」
- (3) 子育て世代にやさしい「こども としょかん」
- (4) みんなでつくる滋賀県まるごと「こども としょかん」

(5) 重点的取組事項(p.18)

「子どもの読書活動を支えるひとづくり」、「子ども・子育て世代にとって居場所となる図書館」を設定。

<第4次計画>

- (1) 就学前からの読書習慣の形成
- (2) 読書に対する興味・関心を広げる取組の普及
- (3) 学校図書館の環境のさらなる改善・機能強化



<第5次計画>

- (1) 学校図書館の機能強化および取組の充実
- (2) 子どもの読書環境を支えるひとづくり
- (3) 子ども・子育て世代にとって居場所となる図書館づくり
- (4) 乳幼児期からの読書習慣の形成

(6) 施策の推進方法(p.41):「(仮称)子ども読書支援センター」の設置

「こども としょかん」を着実に推進するため、子どもの読書活動支援の総合調整機能を持つセンターを県立図書館に設置。

3 スケジュール

令和5年	6月 1日	常任委員会
	7月 26日	第1回しが子ども読書活動推進協議会
	9月 12日	第2回しが子ども読書活動推進協議会
	10月 6日	常任委員会（骨子案）
	11月 28日	第3回しが子ども読書活動推進協議会
	12月 22日	教育委員会
	12月	県民政策コメントの実施
令和6年	3月	常任委員会（最終案） 教育委員会（計画付議） 計画策定・公表

第5次滋賀県子ども読書活動推進計画～滋賀ならではの「こども としょかん」を目指して～【素案】概要版



第1章 第5次計画の策定にあたって

- ◆子どもの読書活動推進の意義
 - ・言語能力や情緒を育み、知識を獲得し、自己を形成する営みであり、子どもが自ら考えて生きる力を身につけ、社会の一員となるための大切な活動
 - ・様々な情報を正しく理解・整理し、伝える「読み解く力」の基盤にもなるもの
 - ・子どもの読書習慣を育み、楽しみながら自主的に読書を行う環境整備が必要
- ◆性格と役割
 - 「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく滋賀県における「子ども読書活動推進計画」
 - 同法第9条第2項の規定に基づき、市町が子ども読書活動推進計画を策定する際の基本となるもの
- ◆計画期間
 - 令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)まで【5年間】

第2章 第4次計画期間中の成果と課題

指標の推移等から見た成果と課題

- ◆主な成果
 - 学校司書配置率の増加
 - 平成28年度 小49.8%・中34.3% → 令和2年度 小64.2%・中58.3%
 - 公立図書館での12歳以下の県民一人当たり年間貸出冊数の増加
 - 令和元年度 24.5冊 → 令和4年度 24.6冊
- ◆主な課題
 - 学校段階が進むにつれた読書率の低下
 - 1か月に1冊以上本を読んだ児童生徒の割合
 - 令和5年度 小：94.9%・中：86.5%・高57.1%
 - 読書習慣の定着が不十分
 - 学校の授業以外での、平日（月曜日から金曜日）1日当たりの読書時間が10分以上の児童生徒の割合
 - 令和5年度 滋賀県：小59.4%・中44.1% 全国：小60.0%・中49.4%
 - 全国平均と比べ未だ不十分な学校図書館の環境整備
 - 学校図書館図書標準達成状況
 - 令和2年度 滋賀県：小49.5%・中29.2% 全国：小71.2%・中61.1%
 - 学校司書配置率
 - 令和2年度 滋賀県：小64.2%・中58.3% 全国：小68.8%・中64.1%

滋賀県政世論調査

○「子どもが読書に親しむための図書館の在り方」に対する回答：「様々な資料がある（54.4%）」、「どんな子どもも気がねなく過ごせる居場所がある（45.4%）」

子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

- (1)視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律の制定
- (2)教育におけるデジタル化の進展
- (3)第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定
- (4)国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第五次計画)の策定
- (5)新型コロナウイルス感染拡大の影響
- (6)子どもを真ん中に置いた社会づくり(「子ども・子ども・子ども」の視点)

第3章 基本的な考え方

「こども としょかん」とは 滋賀県まるごとが子どもたちにとっての“図書館(読書を楽しむ場)”となるよう、県・市町・民間等、子どもの読書に関わる人々がみんなで子どもの読書活動を総合的に推進していくこと

目指す姿 すべての子どもが身近な学校や家庭・地域の人々の関わりによって本に親しみ、より豊かな人生を送ることのできる滋賀

基本目標 すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり

- ### 基本的方針
- (1) いつでもどこでも「こども としょかん」
 - すべての子どもが本に親しめる環境づくり
 - (2) 「支える人」を支える「こども としょかん」
 - 学校・園・ボランティアなど、子どもの読書活動を支援する人への支援
 - (3) 子育て世代にやさしい「こども としょかん」
 - 子育て世代に魅力ある図書館づくり
 - (4) みんなでつくる滋賀県まるごと「こども としょかん」
 - 様々な主体の連携による子どもの読書環境の充実

- ### 重点的取組事項
- (1) 学校図書館の機能強化および取組の充実
 - (2) 子どもの読書環境を支えるひとづくり
 - (3) 子ども・子育て世代にとって居場所となる図書館づくり
 - (4) 乳幼児期からの読書習慣の形成

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

- ### 家庭における取組
- 啓発冊子等による啓発・情報提供
 - 保護者に対する読書活動への理解促進
 - 公立図書館の利用促進
 - 読み聞かせ会等の実施

- ### 幼稚園・保育所・認定こども園における取組
- 絵本等に親しむ機会の提供
 - 資料・場所の整備・充実
 - 教員・保育士等の理解や技能の向上
 - 公立図書館やボランティア等との連携

- ### 学校における取組
- ◆小学校・中学校
 - 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実
 - 学校図書館の整備・充実(学校司書の配置促進)
 - 家庭・地域との連携による読書活動の推進

- ### 地域(図書館等)における取組
- ◆公立図書館
 - 子どもの読書の機会の提供(居場所、アウトリーチ取組支援、保護者への働きかけ)
 - 子どもの読書のための諸条件の整備・充実
 - ◆児童館や公民館等
 - 子どもが読書に親しむ機会の提供 ○読書環境の整備・充実
 - 職員等の知識・技術の向上
 - ◆読書ボランティア等
 - 読書ボランティア(リーダー)の養成 ○情報の収集・提供
 - 園、学校、図書館等との連携等ボランティア活動の場の提供
 - 国や民間の助成の活用

- ◆特別支援学校
 - 児童生徒の読書活動の充実
 - 学校図書館の整備・充実
 - 教職員の専門性の向上
 - 公立図書館との連携

啓発・広報等の推進 ○(仮称)子ども読書支援センターによる啓発・広報の推進 ○優れた取組の奨励

施策の推進方法 ○子ども読書活動推進協議会 ○(仮称)子ども読書支援センターによる総合調整 ○市町・関係機関・団体等との連携

第5章 指標の設定

- ①乳幼児の健康診査時等に、親子に対する読書啓発の取組を複数回行っている市町数の割合
- ②学校の授業以外で平日(月曜日から金曜日)に1日当たり10分以上読書している児童生徒の割合
- ③1か月に1冊以上本を読んだ高校生の割合
- ④学校図書館図書標準を達成している学校数の割合
- ⑤学校司書を配置している学校数の割合
- ⑥12歳以下の県民1人当たりの公立図書館の児童書貸出冊数

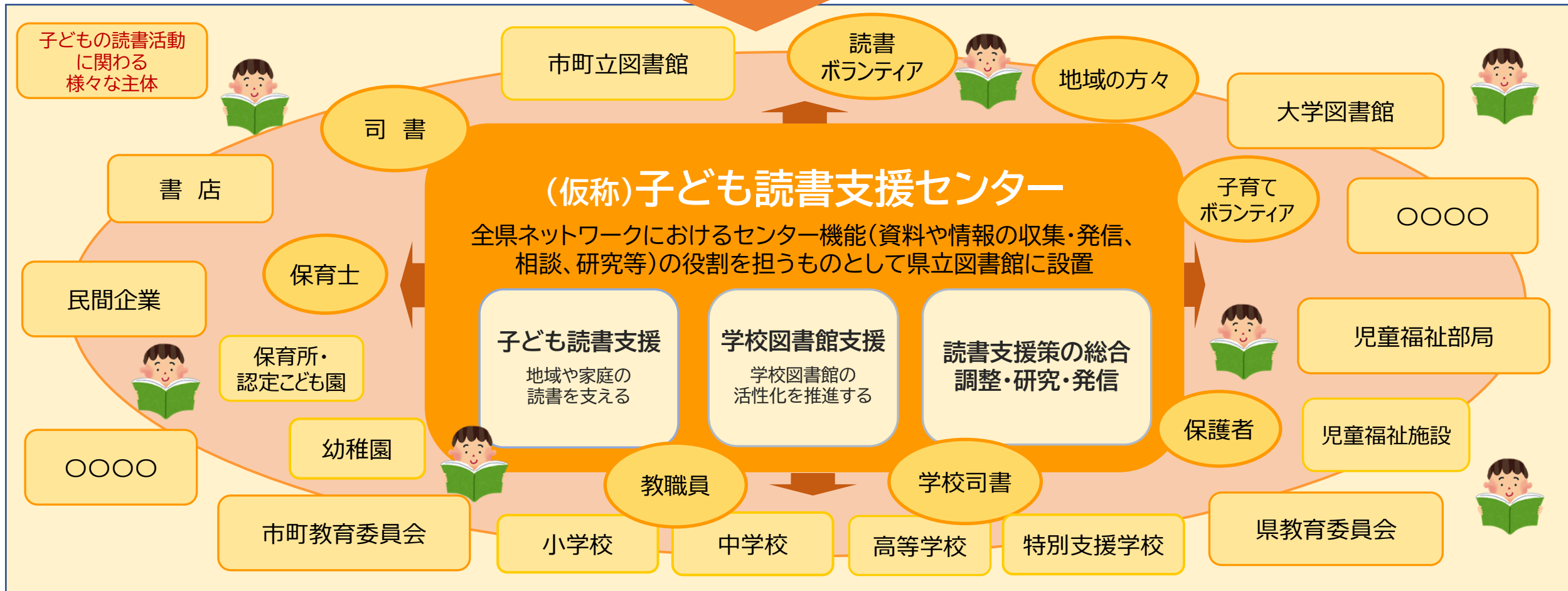
みんなで作る滋賀県まるごと「こども としょかん」(案)

目指す姿

すべての子どもが身近な学校や家庭・地域の人々の関わりによって本に親しみ、より豊かな人生を送ることのできる滋賀

「こども としょかん」 とは

滋賀県まるごとが子どもたちにとっての“図書館(読書を楽しむ場)”となるよう、県・市町・民間等、子どもの読書に関わる人々がみんなで子どもの読書活動を総合的に推進していくこと



第5次滋賀県子ども読書活動推進計画

～滋賀ならではの「こども としょかん」を目指して～

素案

令和〇年(202〇年)〇月

滋賀県教育委員会

— 目次 —

第1章 第5次計画の策定にあたって	1
① 子どもの読書活動推進の意義	1
② 計画策定の趣旨	1
③ 計画の性格と役割	2
④ 計画期間	2
第2章 第4次計画期間中の成果と課題	3
① 第4次計画期間中の主な取組	3
② 指標の推移等から見た成果と課題	6
③ 滋賀県政世論調査	11
④ 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	14
第3章 計画の基本的な考え方	16
① 目指す姿	16
② 基本目標	16
③ 基本の方針	16
④ 第5次計画において重点的に取り組むべき事項	18
第4章 子どもの読書活動推進のための方策	19
① 家庭における取組	19
② 地域(図書館等)における取組	21

1. 公立図書館における取組	21
2. 児童館や公民館等における取組	24
3. 読書ボランティアなどによる取組	25
3 幼稚園・保育所・認定こども園における取組	27
4 学校における取組	29
1. 小中学校における取組	30
2. 高等学校における取組	35
3. 特別支援学校における取組	37
5 啓発・広報等の推進	40
6 施策の推進方法	41
第5章 指標の設定	43
(参考資料)	45

1 第1章 第5次計画の策定にあたって

2

3 1 子どもの読書活動推進の意義

4

5 人は言葉によって思考し、それを表現し、他者と対話します。人の知識や知恵、感情や想像は言葉によっ
6 て記され、書物という形で時代を超えて伝えられ、今日においても日々新しく生み出されています。

7 読書は、本を読む過程でそうした多くの言葉を自分に取り入れ、言葉によって考えや気持ちを相手に正
8 しく伝える力を育てます。また、読書によって個人の経験を超えた幅広い知識を得ることができます。さらに
9 豊かな想像が表現された本は読む者に深い感動を与え、その感性や情緒を育みます。そして、何よりも読
10 書は著者という他者の知識や考えにふれ、それと向き合い考えることによって自己を変革形成していく、人
11 の成長にとって重要な営みです。

12 豊かな語彙を獲得し、情緒を育み、様々な著者の知識や考えにふれて自己を形成していくことにつなが
13 る読書活動は、子どもにとってはアイデンティティを確立し、自ら考えて生きていく力を身につけた社会の一
14 員となるための極めて大切な活動であるといえます。

15 また社会の情報化が進む中、文章や図、グラフのほか他者とのやりとりを通じて様々な情報を正しく理解
16 し、必要な要素を取り出し、整理し、相手に伝えるという力がこれまで以上に重視されていますが、日常的
17 に本を読み、その内容を解釈し理解する経験は、そのような「読み解く力」の基盤にもなるものです。

18 しかしながら、読書の習慣は多くの場合自然に身につくものではありません。子どもたちを成熟した社会
19 の一員として迎え入れるため、社会が積極的に子どもの読書習慣を育み、子どもが楽しみながら自主的に
20 読書を行えるよう環境を整備することが肝要です。

21

22

23 2 計画策定の趣旨

24

25 インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには、幼児期から
26 の読書習慣の未形成などによる子どもの「読書離れ」が指摘されていたなか、子どもの読書活動の推進を
27 するための取組を進めるため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されま
28 した。そして同法第8条の規定に基づき、平成14年8月に国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的
29 な計画」を策定し、成果と課題や子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、平成20年に第2
30 次基本計画、平成25年に第3次基本計画、平成30年に第4次基本計画、令和5年に第5次基本計画を
31 策定しました。

32 本県においては、平成17年2月に「滋賀県子ども読書活動推進計画」、平成22年3月には第2次計画、
33 平成26年12月に第3次計画を策定し、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的
34 に読書活動を行うことができるよう、また適切な時期に適切な本の楽しみに出会えるよう、積極的にそのた
35 めの環境整備を推進することを基本理念として取組を進めてきました。

1 これまでの取組の成果と課題に加え、前回計画策定時以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響な
2 ど諸情勢の変化から、本を読まない、読めない子どもが増えていることが懸念されます。そこで、「第5次滋
3 賀県子ども読書活動推進計画」では、すべての子どもたちが、置かれた環境に関わらず読書を楽しみ、学
4 ぶ喜びを感じ、豊かな人生を送ることができるよう、これまでの内容をより拡充・発展させて策定します。

3 計画の性格と役割

8
9 「滋賀県子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定
10 に基づく計画であり、本県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向や取組を示すものです。

11 また、本計画は、同法第9条第2項の規定に基づき、市町が子どもの読書活動の推進に関する施策につ
12 いての計画を策定する際の基本となるものであり、各市町においても、それぞれの地域の状況等を踏まえ
13 て、市町子ども読書活動推進計画の改訂や見直しを実施されるよう期待します。

4 計画期間

16
17 令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。

第2章 第4次計画期間中の成果と課題

1 第4次計画期間中の主な取組

本県では、第3次計画の成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動のさらなる推進をめざして第4次計画を策定しました。基本目標に「すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり」を掲げて、以下の3つの基本方針を設定し、「就学前からの読書習慣の形成」「読書に対する興味・関心を広げる取組の普及」「学校図書館の環境のさらなる改善・機能強化」について重点的に取り組んできました。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

- 県立図書館では児童書および児童書に関する研究書の資料整備を行い、貸出しをはじめ、おはなし会やテーマ展示等を通じて子どもへのサービスを行いました。
- 県立図書館では、県内に暮らす外国にルーツを持つ子どもたちのために、多様な言語の図書を整備・提供する「子どもに向けた多文化サービス推進事業」に取り組み、これまで所蔵が少なかったアジア諸国言語を始めとした外国語の児童書等を整備しました。
- 県や関係団体が主催するイベント等で、公立図書館やボランティアによるおはなし会などの読書関連事業が開催されました。
- 県立図書館は、市町立図書館と共同で、小・中学校の学校図書館の様々な運営上の課題について、学校図書館活用支援員を派遣し助言を行う「学校図書館を活用した楽しむ読書推進事業」を実施しました。(令和元年度～2年度)。
- 高校生が同世代に薦めたい本の紹介文を募集し、高校生に優秀作品を選んでもらう「しがはいすくーるおすすめ本50選」を実施しました。
- 高校生の読書率の向上をめざしてビブリオバトル^{☆1}の普及に取り組みました。
- 司書教諭等連絡協議会の開催により、司書教諭^{☆2}の職務や学校図書館の運営・利活用等について協議し、研修を行いました。
- すべての県立高等学校に学校司書^{☆3}を配置しており、生徒に対する本の紹介や展示など様々な読書活動を行いました。
- すべての子どもが読書に親しめるよう、公立図書館の職員や学校司書を対象とする「読書バリアフリー研修会」を開催しました。

☆1 「ビブリオバトル」:各自が本を持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度で紹介し合い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会。書評合戦とも呼ばれる。

☆2 「司書教諭」:学校図書館法第5条に規定する、学校図書館の専門的職務をつかさどる教諭。

☆3 「学校司書」:学校図書館法第6条に規定する、学校図書館の運営の改善と向上を図り、児童・生徒および教員による学校図書館の利用の促進に資するため、主として学校図書館の職務に従事する職員。

- 市町の公立図書館では、貸出しやおはなし会をはじめとした行事の実施、子ども向けブックリストの作成のほか、学校のクラスや学校図書館への団体貸出、学校や幼稚園・保育所、認定こども園への出張おはなし会やブックトーク^{☆1}などを行い、子どもの読書活動を推進しました。
- 学校では朝の読書活動^{☆2}などの一斉読書活動を実施し、児童生徒が本に親しむための指導を行いました。
- 県内外の先進事例や国の地方財政措置の紹介を行うことにより、小中学校の学校図書館への学校司書の配置の働きかけを行いました。
- コロナ禍を経て、電子図書館サービスを導入し、小学生児童の一人一台端末にリンクを設定する等の取組を行っている自治体があります。

(2) 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進

- 家庭で読書の習慣を身に付け、発達段階に応じた読書活動をとおして親子の思いを伝え合い、コミュニケーションを図る「おうちで読書」推進事業を実施しました。(令和元年度～3年度)読書ボランティアをはじめ、市町(図書館)・企業・NPO等と連携し、親子が本に親しむきっかけをつくるブース出展等に取り組みました。また、「おうちで読書」の取組を広げるためのリーフレット等を作成し、研修会^{☆3}の場等で啓発しました。
- 読み聞かせ等のボランティア活動を行っている地域の方々が活動の質をさらに高めるための機会として、「子ども読書ボランティア・ステップアップ講座」「子ども読書ボランティア研修会」を開催しました。
- 教職員を対象に「子ども読書学習講座」を開催し、子どもの読書に関する基礎的な知識や読み聞かせ等の技術の習得を図りました。
- 「学校司書等研修会」を開催し、学校司書をはじめとする学校関係者のスキルアップのための研修を行いました。
- 学校図書館と地域の連携をさらに進めるために、先進的な取組を学び、学校図書館の活用の促進について意見交換を行う「学校・図書館・ボランティアを結ぶ実践発表会」「学校・図書館・ボランティア連携研修会」を開催しました。
- 公立図書館と学校図書館の連携において、公立図書館が学校司書等の派遣を行う等、学校図書館の改善に向けた取組を行う自治体がありました。
- 公立図書館職員と教員による連携推進委員会を組織したり、学校図書館運営会議に公立図書館の司書^{☆3}が参加したりするなど、所属間の連携を進める自治体がありました。

☆1 「ブックトーク」:1つのテーマに従って、何冊かの本をいろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

☆2 「朝の読書活動」:学校で始業前に、児童生徒が、自分で選んだ読みたい本を読むなどの活動。

☆3 「司書」:図書館法第4条の規定に基づいて図書館に設置される専門職員。図書館職員のうち、図書館の管理運営、資料の収集・整理・保存・閲覧・貸出し、レファレンス^{☆4}・サービス等固有の専門的業務について豊富な知識、技能を有する職員(資格職)。

☆4 「レファレンス」:利用者の求めに応じて、図書館職員等が調査・研究に必要な本の紹介や資料の検索・提供の手助けなどを行うこと。

- 1 ○ すべての自治体の公立図書館や学校等において、読書ボランティアによる読み聞かせ等の活動
2 が行われました。
3 ○ 地域のボランティアが連携して、「子どもゆめ基金」^{☆1}の助成を活用した子ども読書関連事業を
4 開催しました。

6 (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

- 7 ○ 「におねっと」^{☆2}上の「子ども読書活動支援センター」のページにおいて、県の取組の紹介や県内
8 の図書館ボランティア団体等の情報提供を行いました。
9 ○ 子ども読書啓発冊子がすべての乳幼児の保護者に行き渡るよう、自治体が実施する乳幼児健
10 診やブックスタート事業^{☆3}等を通じて冊子を配布しました。また、冊子の電子版を「子ども読書活
11 動支援センター」のサイトに公開しました。
12 ○ 各市町の乳幼児の健康診査時において、ブックスタートや読み聞かせ、子ども読書啓発冊子の
13 配布を行うなど、保護者に対する啓発活動が行われました。
14 ○ しが子ども読書活動推進協議会において、計画の進行管理や関係機関の情報交換等を行いま
15 した。
16 ○ 子ども読書の日^{☆4}や読書週間には県内の学校や図書館で関連行事が行われ、子どもの読書に
17 関しての広報・普及を行いました。

32 ☆1 「子どもゆめ基金」:独立行政法人国立青少年教育振興機構に設けられている基金で、青少年教育に関する団体が
33 行う子どもの体験活動や読書活動の振興を図る活動等に助成を行っている。

34 ☆2 「におねっと」:県内における生涯学習に関する様々な情報をインターネットを活用して提供するため、県教育委員会が
35 運営している学習情報提供システム。

36 ☆3 「ブックスタート事業」:保健センター等で行われる0歳児健診の機会に、絵本を通じて親子のふれあいを深め、子ども
37 の言葉と心を育むことを支援するために、各地域においてすべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を
38 手渡す取組。

39 ☆4 「子ども読書の日」:4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが
40 積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」により制定された。

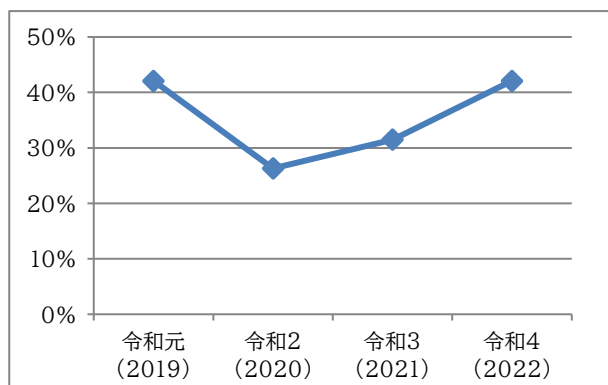
2 指標の推移等から見た成果と課題

子どもの読書活動の状況を測るための数値には様々なものがあります。第4次計画では、子どもの読書活動推進の状況を確認するため6つの指標を設定し、計画の進行管理を行ってきました。

(1) 第4次計画期間中の指標の推移等

ア 乳幼児の健康診査時等に、親子に対する読書啓発の取組を複数回行っている市町数の割合

乳幼児の健康診査時等における取組については、新型コロナウイルス感染拡大の影響から令和2年度に大幅に減少したものの、令和3年度には取組を再開する自治体も現れており、割合は再び増加しています。



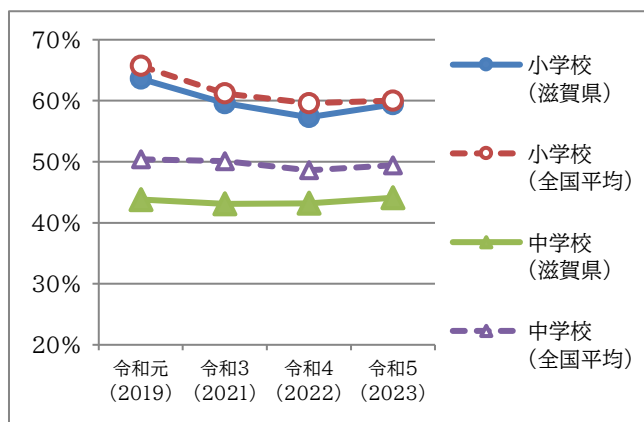
令和元年度	令和4年度	第4次計画目標
42.1%	42.1%	100%

(滋賀県教育委員会調査)

17

イ 学校の授業以外で平日(月曜日から金曜日)に1日当たり10分以上読書している児童生徒の割合

平日に10分以上読書している児童生徒の割合は、県内について経年で比較すると小学校で減少、中学校ではほぼ横ばいを示しています。また、中学校においては、全国平均を下回る傾向が続いています。



小学校 ()内全国平均

令和元年度	令和5年度	第4次計画目標
63.6%	59.4%	70.0%
(65.7%)	(60.0%)	

中学校 ()内全国平均

令和元年度	令和5年度	第4次計画目標
43.8%	44.1%	55.0%
(50.4%)	(49.4%)	

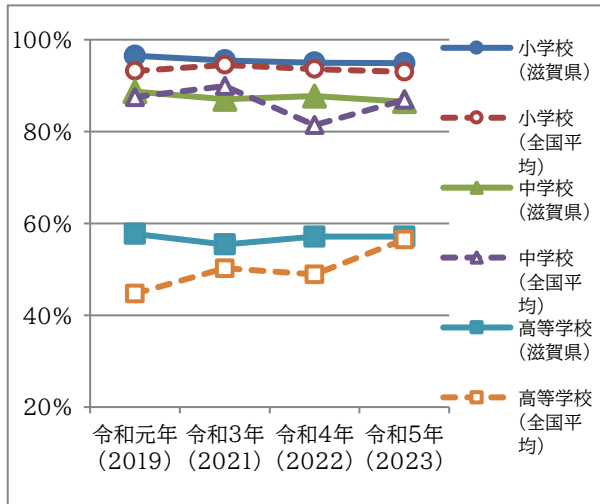
※令和2年度は未調査

(文部科学省:全国学力・学習状況調査)

ウ 1か月に1冊以上本を読んだ児童生徒の割合

1か月間に1冊以上本を読んだ児童生徒の割合は、小学校および高等学校では全国平均を上回っていますが、中学校では全国平均を下回っています。

また、学校段階が進むにつれて読書率が下がる傾向は全国と同様です。



()内全国平均

	令和元年度	令和5年度
小学校	96.5% (93.2%)	94.9% (93.0%)
中学校	88.7% (87.5%)	86.5% (86.9%)
高等学校	57.7% (44.7%)	57.1% (56.5%)

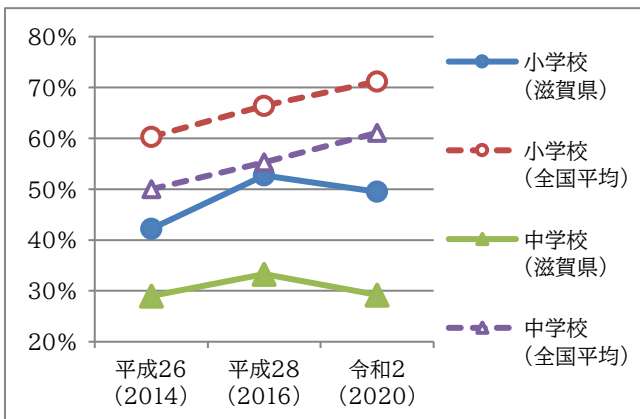
※令和2年度は未調査

(滋賀県の数値…滋賀県教育委員会調査)

(全国の数値…全国学校図書館協議会:学校読書調査)

エ 学校図書館図書標準を達成している学校数の割合

学校図書館図書標準を達成している学校の割合は、平成28年度と令和2年度を比較すると、小学校・中学校いずれも全国平均は増加傾向にあるのに対し、本県ではともに減少しています。



小学校 ()内全国平均

平成28年度	令和2年度	第4次計画目標
52.7% (66.4%)	49.5% (71.2%)	70.0%

中学校 ()内全国平均

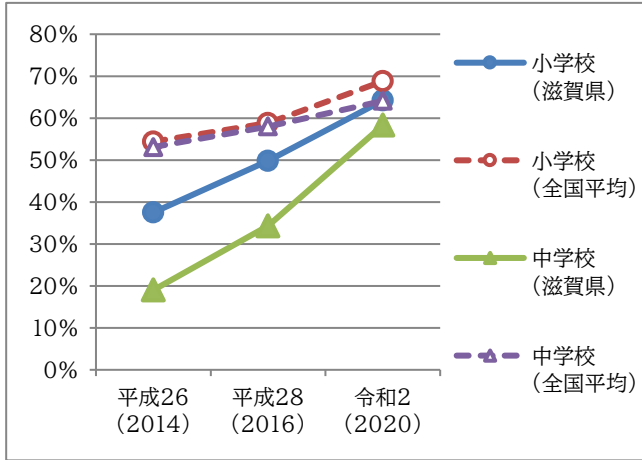
平成28年度	令和2年度	第4次計画目標
33.3% (55.3%)	29.2% (61.1%)	50.0%

※平成28年度以降、5年ごとの調査に変更

(文部科学省:学校図書館の現状に関する調査)

1 オ 学校司書を配置している学校数の割合

2 学校司書を配置している学校数の割合は、計画目標には到達しなかったものの、小学校・中学
3 校のいずれにおいても、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて大幅に増加しました。
4



小学校 ()内全国平均

平成 28 年度	令和2年度	第4次計画目標
49.8% (58.8%)	64.2% (68.8%)	80.0%

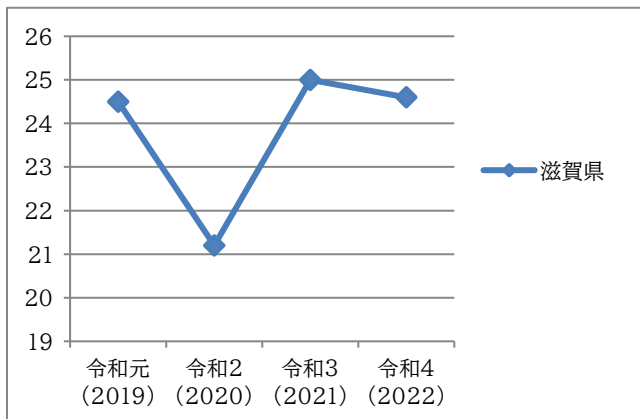
中学校 ()内全国平均

平成 28 年度	令和2年度	第4次計画目標
34.3% (58.0%)	58.3% (64.1%)	70.0%

8 ※平成 28 年度以降、5 年ごとの調査に変更
9 (文部科学省:学校図書館の現状に関する調査)

13 カ 児童書の公立図書館での年間貸出冊数(12 歳以下の県民1人当たり)

14 児童書の公立図書館での年間貸出冊数は、令和2年度に新型コロナウイルスの影響により大幅
15 に減少しましたが、令和3年度以降は元の水準に戻りました。また、令和3年度には計画目標である
16 25 冊を達成しましたが、令和4年度には微減しました。
17



令和元年度	令和4年度	第4次計画目標
24.5 冊	24.6 冊	25 冊

(県立図書館調査)

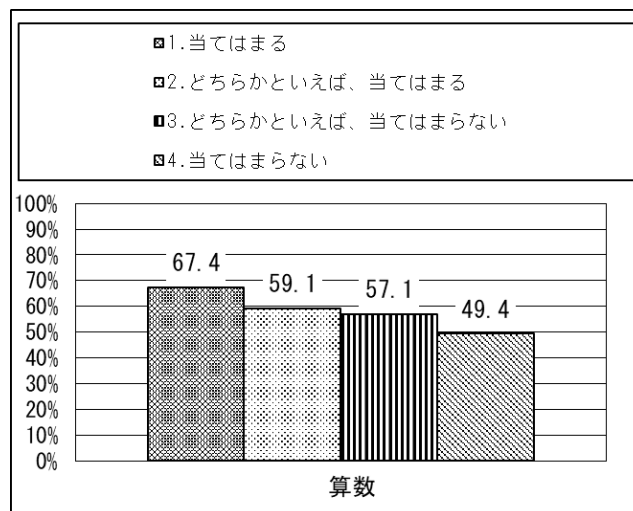
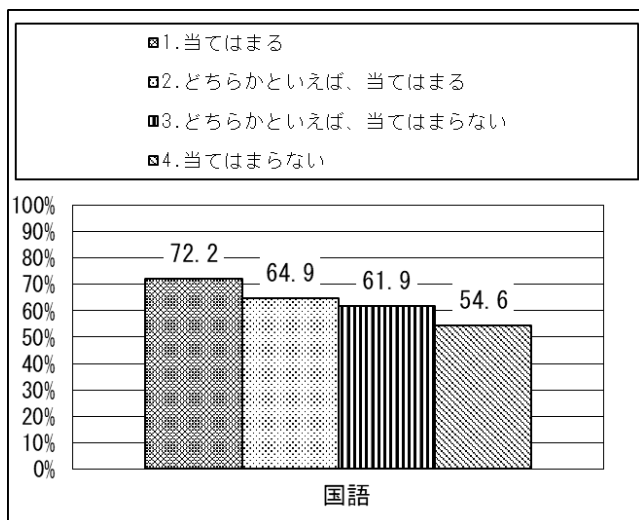
キ 児童生徒質問紙と学力のクロス分析による、読書と学力の関係

令和5年度の全国学力・学習調査の児童生徒質問紙からは、読書が好きな児童生徒ほど、教科(小学校は国語科・算数科・中学校は国語科)の平均正答率が高い傾向が見られます。

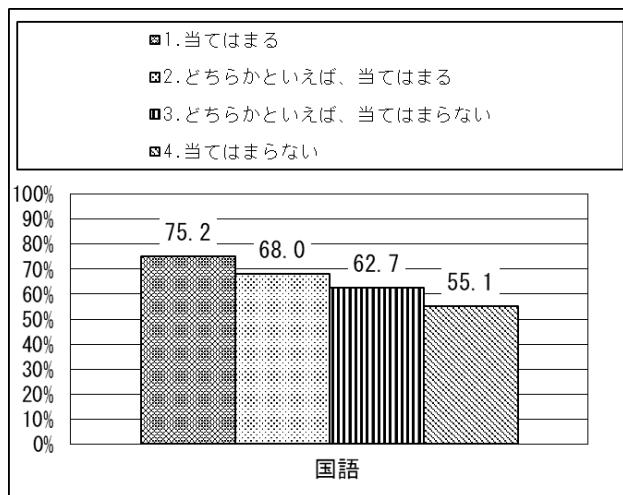
なお、小中学校ともに読書時間の長さと学力について相関関係は見られませんでした。

質問番号(24) 読書は好きですか。

小学校(滋賀県)



中学校(滋賀県)



(文部科学省:令和5年度全国学力・学習状況調査)
※児童・生徒質問紙

(2) 指標の推移等から見られる成果

- ・学校司書を配置している学校の割合が大幅に増加し、小学校・中学校いずれにおいても50%を超えました。
- ・児童書の公立図書館での年間貸出冊数(12歳以下の県民1人当たり)は一時期落ち込んだものの、1年で元の水準に持ち直し、第3次計画時と比較するとやや増加しています。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

(3) 指標の推移等から見られる課題

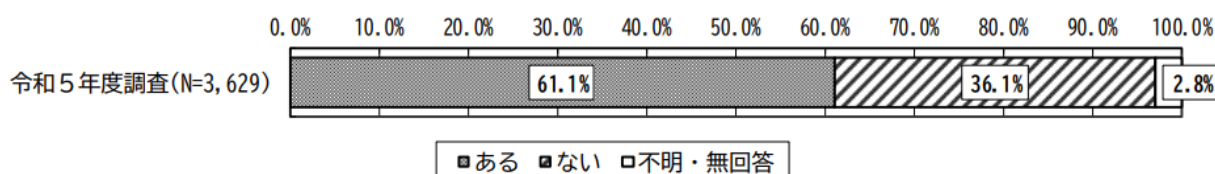
- ・学校の授業以外で平日(月曜日から金曜日)に1日当たり10分以上読書をしている児童生徒の割合は全国平均値を下回っています。また、全国的な傾向と同じく、学校段階が進むにつれて、1か月に1冊以上本を読んだ児童生徒の割合は減少する傾向も示されており、自主的な読書習慣の定着が不十分であると考えられます。
- ・学校司書の配置率に大きく改善が見られたものの、依然として全国平均値よりも低い水準にあります。また、学校図書館図書標準の達成率は平成28年度と比較して減少しており、学校図書館の環境のさらなる改善と機能強化が必要です。

3 滋賀県政世論調査

今回計画を策定するに当たり、子どもの読書等に関する県民の意識調査を行いました。

調査対象：県内在住の満 18 歳以上の個人
 標本数：3,000 人
 有効回答数：1,880 件 (62.7%)
 調査時期：令和5年7月 10 日～7月 26 日
 調査方法：郵送法・オンライン調査法の併用

○楽しいと感じた子どもの頃の読書体験の有無については、「ある」と答えた人が 61.1%となりました。

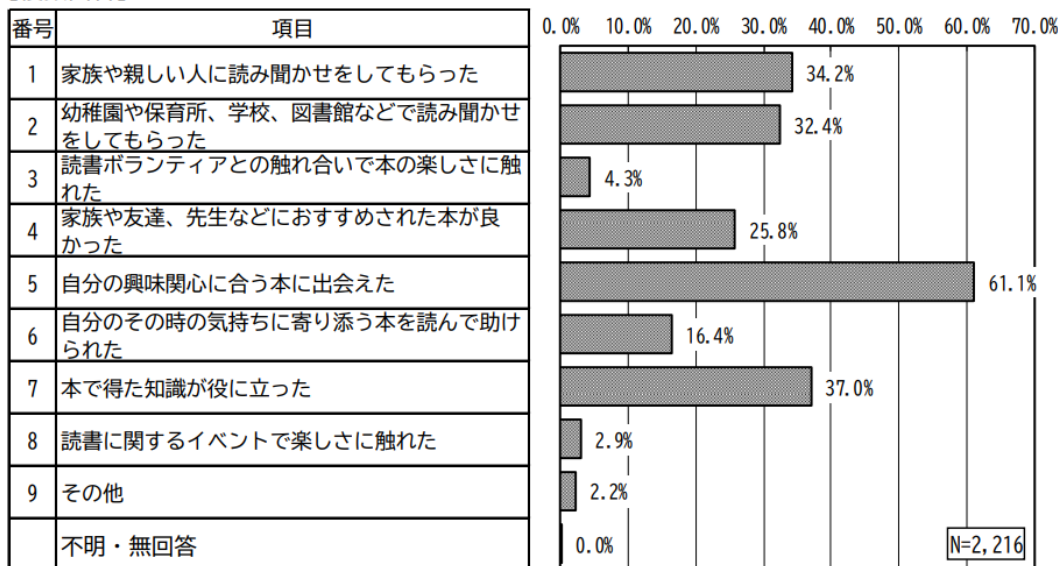


○楽しいと感じた読書体験が「ある」人にはその内容を尋ね、楽しいと感じた体験が「ない」人には、どのような体験があれば楽しいと感じられたと思うかを尋ねたところ、「自分の興味関心に合う本との出会い」と答えた人は、楽しいと感じた体験がある人(61.1%)も無い人(60.4%)も最も多く、両者に差はほとんどありませんでした。

○一方、「家族や友達、先生などからのすすめ」や「家族や親しい人による読み聞かせ」と答えた人の割合は、楽しいと感じた体験がある人の数値が高くなる傾向があり、身近に関わる人の影響が大きいことが分かります。

＜楽しいと感じた子どもの頃の読書体験が「ある」人：楽しいと感じた読書体験内容＞

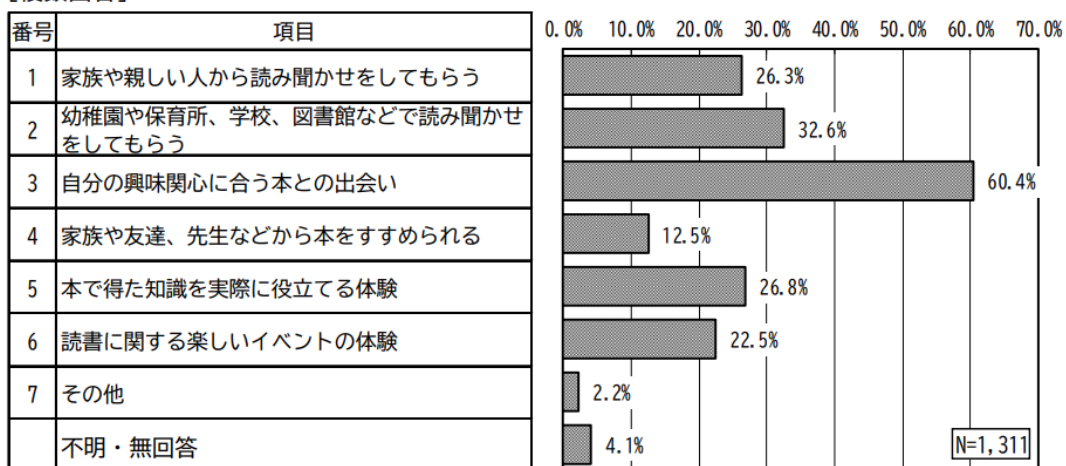
【複数回答】



1

2 <楽しいと感じた子どもの頃の読書体験が「ない」人:楽しいと感じるための読書体験の内容>

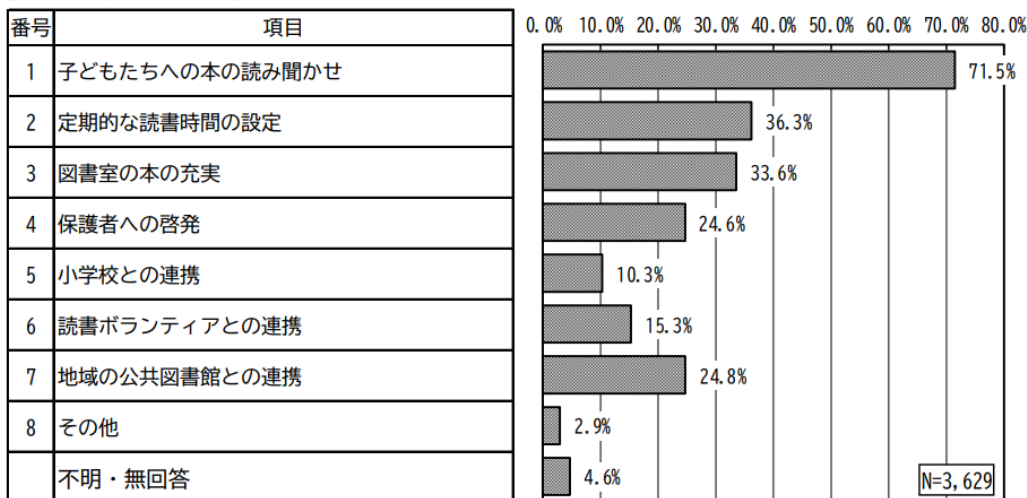
[複数回答]



3

4 ○就学前の子どもが本に親しむための取組では、「子どもたちへの本の読み聞かせ」が71.5%と最も高くなり
5 ました。

[3つ以内で複数回答]



6

7

8

9

10

11

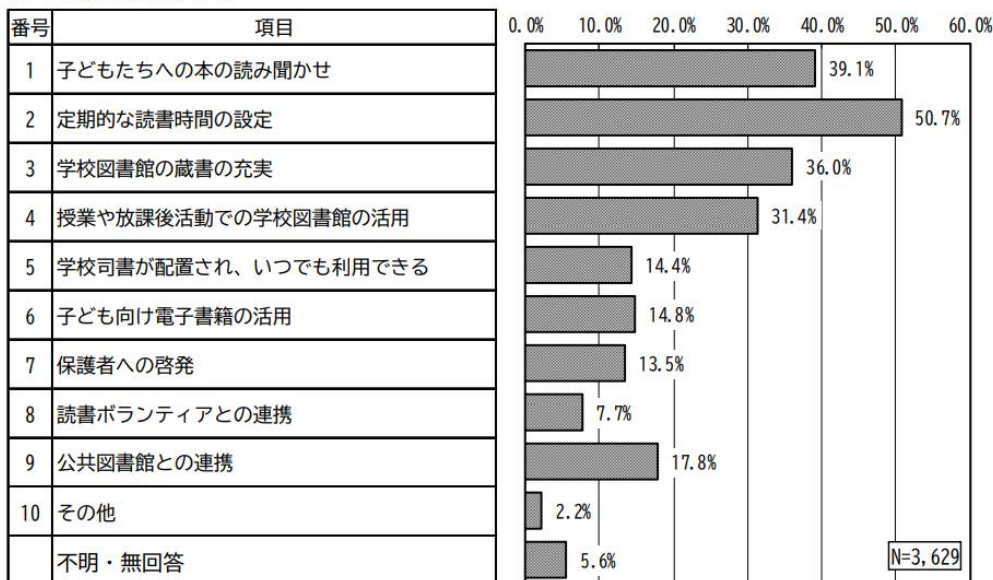
12

13

14

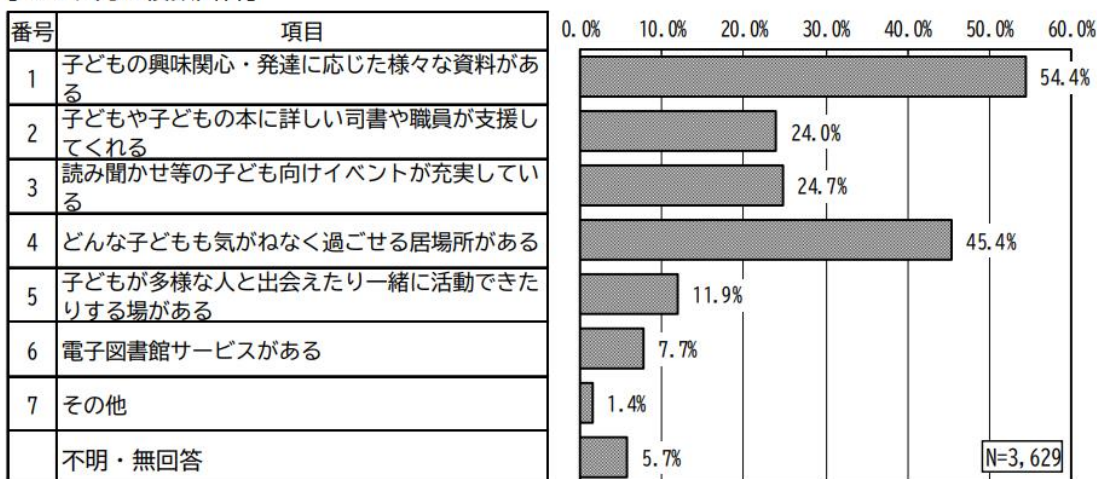
- 1 ○子どもが学校において本に親しむための取組では、「定期的な読書時間の設定」が50.7%で最も高く、
 2 次いで「子どもたちへの本の読み聞かせ」が39.1%、「学校図書館の蔵書の充実」が36.0%となりまし
 3 た。

[3つ以内で複数回答]



- 4 ○子どもが読書に親しむための図書館の在り方では、「子どもの興味関心・発達に応じた様々な資料があ
 5 る」が54.4%で最も高く、次いで「どんな子どもも気がねなく過ごせる居場所がある」が45.4%となり、図
 6 書館の在り方として、蔵書の充実とともに子どもの居場所としての役割も期待されていることがわかりまし
 7 た。
 8
 9

[2つ以内で複数回答]



10
 11
 12
 13
 14

4 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

(1) 視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律の制定

令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。令和2年7月には、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

この流れを受けて、本県では、令和4年3月に「滋賀県読書バリアフリー計画」を策定しました。県計画の中で、学校司書や司書教諭、教員、読書ボランティアなど視覚障害者等の読書に関わる人材の育成を重点施策に挙げて取り組んでいます。

(2) 教育におけるデジタル化の進展

令和3年9月のデジタル庁の設置をはじめ、経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向けた取組が進められています。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)では、教育DXを見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられています。

児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想が展開される中、令和4年12月23日には「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されました。この閣議決定において、GIGAスクール構想を環境整備から利活用促進の段階に大きく進めていくこと、学校規模や地理的要因等にとらわれず教育の質を高める手段である遠隔教育の推進に取り組むこと、図書館などの社会教育施設ではICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携・協働しながら魅力的な教育活動を展開する取組を促進すること等が示されました。

(3) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定

令和4年1月、国は、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。同計画は、全ての公立小中学校等において、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備および学校司書の配置拡充を図ることを定めています。

(4) 国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第五次計画)の策定

令和5年3月、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の第五次計画を策定しました。第五次計画の基本的方針では、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」も考慮しながら、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があるとしています。

1
2 **(5) 新型コロナウイルス感染拡大の影響**

3 新型コロナウイルスの発生を受けて、学校の臨時休業等が実施されたことにより、児童生徒が学校
4 図書館にアクセスすることが一定期間制限されました。また、公立図書館においても、臨時休館や開
5 館時間の短縮、入館人数の制限等が行われたこともあり、こうした状況が子どもの読書活動にも影響
6 を与えた可能性があります。

7 また、自然・文化体験や職業体験等を通じて、体験に関連した図書を読んだり、調べたりするという
8 動機が生まれ、さらには読書活動の結果、更なる体験の実践につながる可能性があります。読書には体
9 験活動と連動する側面がありますが、コロナ禍における体験活動の機会の減少も不読率と無関係で
10 はないと考えられます。

11
12 **(6) 子どもを真ん中に置いた社会づくり(「子ども・子ども・子ども」の視点)**

13 令和5年4月、内閣府の外局として新たにこども家庭庁が発足しました。こども家庭庁は、子どもを
14 中心とする社会を実現するために、子どもに関わる政策に対して強力なリーダーシップをもって取り
15 組むことを目指しています。

16 本県においては、同年4月、県庁内に「滋賀県子ども政策推進本部」を設置し、「子ども・子ども・子
17 ども」の考え方(ひとりの主体としての「子ども」、社会の一員としての「子ども」、未来の希望としての
18 「子ども」)のそれぞれの視点から、あらゆる施策の中心に子どもを置いて、子ども施策を考え、子ども
19 を真ん中においた滋賀県の実現を目指して取組を進めています。

1 第3章 計画の基本的な考え方

2 本県では、第1次計画から「すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり」を基本
3 目標として掲げ、子どもの発達段階に応じた読書活動に配慮しながら、国および市町と協力して取組を進
4 めてきました。

5 第5次計画からは、これまでの計画の内容をより拡充・発展させ、置かれた環境に関わらず、滋賀の子ど
6 もが読書に親しむことができるよう、いわば、滋賀県まるごとが子どもたちにとっての「図書館(読書を楽し
7 む場)」となるよう、県・市町・民間等、子どもの読書に関わる人々がみんなで子どもの読書活動を総合的に
8 推進していくことを、滋賀ならではの「こども としょかん」として取り組んでいくこととします。

9 また、その取組における基本方針を下記のとおり定め、目標とする滋賀県まるごと「こどもとしょかん」の
10 先に、次のような「目指す姿」を掲げます。

11

12 1 目指す姿

13 「すべての子どもが身近な学校や家庭・地域の人々の関わりによって本に親しみ、より
14 豊かな人生を送ることのできる滋賀」

15

16 2 基本目標

17 「すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり」

18

19 3 基本の方針

20 (1) いつでもどこでも「こども としょかん」

21 子どもが読書に親しむためには、子どもの身近なところに本があることが重要です。

22 すべての子どもが、好きな時間に好きな場所で、主体的な読書活動が行えるよう、一人一人の読書を支
23 える環境の整備・充実に努めます。

24

25 (2) 「支える人」を支える「こども としょかん」

26 子どもの読書活動を進める上では、子どもと本とをつなぐ人が必要です。

27 学校司書、司書教諭、司書等が必要な資質・能力の向上を図る機会の提供とともに、読書ボランティア
28 等、子どもの読書活動を支える様々な立場の人たちが交流や連携を図れるよう、必要な施策の展開に努
29 めます。

30

31 (3) 子育て世代にやさしい「こども としょかん」

32 保護者が読書活動に理解と関心を持つことは、子どもが本に親しむ上で大変重要です。

1 幼稚園や保育所、認定こども園のほか、子育て世代が日常的に利用する児童館や、ショッピングセンタ
2 一等で自然と本に出会う機会の創出に取り組みます。

3 また、公立図書館においても、子育て世代がより気軽に利用しやすい環境づくりを推進します。

5 (4) みんなでつくる滋賀県まるごと「こども としょかん」

6 家庭、公立図書館をはじめとする地域、学校、民間団体等、社会全体が連携して、子どもの読書環境の
7 充実を目指します。そのため、県立図書館にセンター機能を付与し、(仮称)子ども読書支援センターを設
8 けます。

9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

4 第5次計画において重点的に取り組むべき事項

目指す姿、基本目標、基本の方針に基づく取組を進めるにあたり、第2章に記載した第4次計画期間における成果と課題を踏まえると、多くの子どもにとって身近な場所である学校図書館の機能を充実させることが特に重要となります。

また、子どもの読書活動においては、司書や読書ボランティア、保護者など、関わる人の役割が重要です。その人たちを支援することは、子どもたちの充実した読書活動につながります。

さらに、図書館を身近に感じていない子どもや子育て世代にとって、本が身近にある環境づくりや、図書館が居心地のよい場所(居場所)となることは、本に親しむきっかけになるものであり、保護者への働きかけなど、乳幼児期からの読書に対する興味・関心を高める働きかけとあわせて大変重要です。

このため、第5次計画においては、下記の4項目に重点的に取り組むこととします。

(1) 学校図書館の機能強化および取組の充実

(2) 子どもの読書活動を支えるひとづくり

(3) 子ども・子育て世代にとって居場所となる図書館づくり

(4) 乳幼児期からの読書習慣の形成

1 第4章 子どもの読書活動推進のための方策

2 子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、紙の本と電子書籍のそれぞ
3 れのよさを生かしながら、社会全体で取り組んでいけるよう、また、生涯にわたって読書に親しみ、読書を
4 楽しむ習慣を形成するため、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われるよう取り組みます。

6 1 家庭における取組

8 家庭の役割

9 家庭は、子どもにとって生活の場の基本であり、子どもが日常生活を過ごす中で自然に本に親しむこと
10 ができる環境をつくるのが重要です。また、身近な大人に本を読んでもらったことは、子どもにとって幸せ
11 な体験のひとつにもなるものです。

12 そのため、家庭で気軽に本を手にとれるようにしたり、保護者が子どもの成長にあわせて、読み聞かせ
13 をしたり、いっしょに本を読んだりするなど、子どもが日常生活の中で本に親しみ、読書習慣を形成できる
14 ような工夫や配慮が必要です。

15 また、保護者自身も日頃から読書に親しみ、読んだ本について子どもに紹介したり、語り合ったりするこ
16 とは、子どもにとって新たな読書分野の発見や読んだ本への理解を深めることにつながり、子どもの自己形
17 成に大きな役割を果たします。

19 現状と課題

20 ■ スマートフォンの著しい普及をはじめとした情報化の進展により、子どもたちの生活環境は大きく変化
21 しています。こうした生活環境や家庭環境の変化は、子どもたちが本に興味を持ち、本に親しむ機会を減
22 少させる一因となっています。家庭において、これらの利用に一定のルールを設け、読み聞かせ等により幼
23 少期から読書に対する興味を持たせることは、子どもが自主的に読書活動を行う習慣を形成するうえで
24 大切なことです。

25 ■ 公立図書館や公民館等では、親子で参加できる読み聞かせ会等が開催されているほか、各市町の乳
26 幼児の健康診査時には、ブックスタート等の読書啓発活動を取り入れることが定着しています。また、PTA
27 活動等の機会を活用した家庭教育や子育てに関する講座、読み聞かせや読書の重要性をテーマとした研
28 修会も各地で行われています。

29 ■ 家庭において、子どもの読書習慣を形成するためには、子どもへの働きかけとともに、様々な機会を通
30 じて読み聞かせや読書の効果や重要性を保護者に働きかけていく必要があります。また、家庭に本がある
31 環境、本について語り合う環境をつくるため、保護者自身の読書活動に対する啓発・推進が重要であり、
32 公立図書館は子どもとともに保護者層への利用の働きかけを行う必要があります。

34 施策の方向

35 (1) 子ども読書活動推進啓発冊子等による啓発および情報提供

36 家庭における子どもの読書習慣の形成を図るため、子どもの発達段階に応じた啓発冊子等をしが子ど

1 も読書活動推進協議会と連携・協力して作成・配布、ホームページ上で公開することなどにより、子どもや
2 保護者への啓発および情報提供を推進します。特に、乳幼児向け啓発冊子については、市町で実施され
3 る健診の機会を活用するなど、広く周知を図ります。また、子どもにとっての読書の重要性等についても発
4 信し、読書に対する理解の促進を図ります。

6 (2) 保護者に対する読書活動への理解の促進

7 乳幼児の健康診査時にブックスタート等を行うことは定着してきましたが、その後も継続的に行われる
8 健診の機会においても、絵本の手渡しや読み聞かせ講座など、乳幼児期の親子に対する読書啓発活動
9 を行うよう働きかけます。また、PTA活動等の保護者を対象とした講座や研修会で、子どもの読書の重要性
10 や家庭の役割を啓発することにより、保護者への理解の促進や家庭での読書活動の推進を図ります。

11 児童館、放課後児童クラブや子育てサークルなどに対しては、子どもの読書活動に関する情報提供を行
12 うことにより、家庭における読書の重要性の普及・啓発に努めます。

13 学校においては、学校だより等を活用して読書の重要性を啓発したり、様々な読書活動への親子での
14 参加の呼びかけを通じ、保護者に対して子どもが本に親しむことへの理解を促進します。

16 (3) 公立図書館の利用促進

17 公立図書館において、親子で参加できるおはなし会等を開催することにより、本やおはなしに親しむ機
18 会をつくとともに、児童書や保護者層に向けた図書や行事の情報を積極的に発信することにより、図書
19 館への来館を促します。あわせて、貸出サービスや読書相談^{☆1}を行うことにより、家庭での読書活動を支
20 援します。

22 (4) 読み聞かせ会等の実施

23 児童館、公民館やコミュニティセンター等での親子で参加できる読み聞かせ会、おはなし会などの実施
24 を促進するとともに、県や関係団体で行うイベント等にもおはなし会や絵本の紹介等のプログラムを組み
25 入れるなどし、それら行事の情報提供に努めます。

27 (5) 子育て支援の取組との連携

28 滋賀県家庭教育協力企業協定制度(しがふぁみ^{☆2})の普及などにより、家庭教育に理解を示す企業・事
29 業所等が増えています。このような企業・事業所等との連携の中で、子どもにとっての読書の重要性等
30 についての情報発信を行うことにより、働く大人たちや子育て期の保護者層に対する理解の促進を図ります。

31 また、保健・福祉部局と連携し、図書館や読書に関する情報を発信するなど、家庭の状況にあわせた読
32 書推進の働きかけを行います。

36 ☆1 「読書相談」：利用者が読みたい本を選んだり、必要な資料を探したりするのを援助する図書館サービス。

37 ☆2 「しがふぁみ」：家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに、経営者・従業員をあげて自主的に取り組む企
38 業と滋賀県教育委員会が協定を結び、子どもたちの健やかな育ちのための取組を推進する制度(H18年度～)。

2 地域(図書館等)における取組

1. 公立図書館における取組

公立図書館の役割

公立図書館では、子どもたちは豊富な蔵書の中から自由に読みたい本を選び、読書に親しむことができます。また専門職である司書が読書に関する相談やレファレンスに応じ、子どもたちをよりふさわしい本へと導く手助けをします。さらに読み聞かせ会等の実施や展示などで本の楽しみを子どもたちに伝えます。どこに住んでいても、誰でも容易に図書館を利用し、読書に親しめることが重要です。

そのほかにも、読書ボランティアへの活動の場の提供、学校等との連携により子どもへのサービスを行うことなどが「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」でも定められています。

公立図書館は、司書の専門的立場からの助言や豊富な蔵書を活用した資料の提供によって各地域の様々な読書活動を支援するなど、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されます。

現状と課題

■ 現在、県内には県立図書館を含め 51 の公共図書館が設置されており、令和4年度の児童書の総貸出数はおよそ 400 万冊で、全体の約 38.4%でした。図書館における資料の充実、専門的知識を持った司書の配置、子ども読書に関する行事の拡大・充実等に力を注いできたことで、着実に児童書が利用されています。

■ 県内市町の図書館設置率は 100%ですが、身近な地域で図書館サービスを受けられない子どもたちもいます。また、障害があったり日本語を母語としないなど図書館の利用に配慮が必要な子どもたちもいます。滋賀県の子どもたちが誰でも気軽に図書館を利用できるよう努めることが重要です。

■ 県はすべての子どもへのサービスのため、子どもたちにとってより身近な市町立図書館に対する助言や支援を積極的に行う必要があります。そのために、県立図書館の蔵書や設備の一層の充実を図り、巡回協力車による資料提供、レファレンス等の援助を通じて、子どもの読書活動を直接・間接的にサポートしていく必要があります。

■ 公立図書館は、資料の貸出しや運営の相談等、子どもたちの最も身近な存在である学校図書館と連携していく必要があります。

■ 自治体の財政事情により県や市町において図書購入費の確保が困難な中、幅広い資料要求に応えるため、県立図書館は引き続き協力貸出をするとともに、市町立図書館間の相互貸借等の連携協力を円滑に行うための体制を整備する必要があります。

■ 情報通信技術の進展にともない、公立図書館が利用できる録音図書等のデータベースの構築・提供が進んでいます。これらを積極的に活用することによってより幅広い資料要求に応えていくことが可能になります。

■ 情報環境が急速に発展し ICT の活用が欠かせない社会となる中、公立図書館には、蔵書検索を始めとする基本サービスについての情報を発信することや、誰もが多様な情報に迅速かつ容易にアクセスでき

1 る環境を整えることが求められています。

3 施策の方向

4 (1) 子どもの読書の機会の提供

5 ①子どもと本の出会いの場の提供

6 ○県立図書館において、おはなし会や講座・展示等の行事を通じて、子どもと本の出会いの場を設け
7 るとともに、市町立図書館においても、おはなし会の定期的な開催など、本に親しむ機会の提供に
8 努めるよう働きかけます。

9 ○「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」^{☆1}には、県立図書館において、その趣旨に沿った案内・行
10 事を行うとともに、市町立図書館にも啓発や実施を働きかけます。

11 ○県立図書館において、市町立図書館の児童サービスの現状把握に努め、その支援を行います。ま
12 た、情報やデータを整理し、共有化や利用者への提供を図ります。

13 ②児童書に関するレファレンス・読書相談の充実

14 ○県立図書館において、子ども、大人を問わず、子どもの本に関わるレファレンスや読書相談を行
15 います。また、必要に応じて、読書案内のためのリストや児童室だより、調べ方案内などを作成・配布、
16 ホームページ上で公開するなどします。

17 ○図書館サービスの向上が図られるよう、市町立図書館における児童書に関するレファレンス・読書
18 相談などの支援に努めます。

19 ③障害のある子どもや外国人児童に対する図書館サービスの充実

20 ○県立図書館において、障害のある子どもの読書活動を支援するため、利用に関するニーズを把握
21 し、「サピエ図書館」^{☆2}等外部のデータベース等も活用しながら、点字図書、デージー図書^{☆3}、さわ
22 る絵本等の障害の特性にあわせた資料の収集・提供に努めます。

23 ○日本語を母語としない子どもが読書に親しむことができ、日本の子どもも多様な文化に触れること
24 ができるよう、外国語図書等の収集・提供やサービスの充実に努めます。あわせて、公立図書館の
25 サービスについて、関連団体等と連携して周知を図ります。

26 ④居場所としての図書館

27 図書館を、子どもや保護者にとって立ち寄りやすく居心地のよい場所(居場所)とすることで来館
28 を促し、気軽に本と親しみ、本を介して人と交わる場とすることを通じて、読書活動につなげるよう
29 働きかけます。

34 ☆1 「こどもの読書週間」：子ども読書の日を含む4月23日～5月12日までの3週間。(公社)読書推進協議
35 会が定めた。

36 ☆2 「サピエ図書館」：視覚障害者および視覚による表現の認識に障害のある方々に対して全国の会員施設・団
37 体が製作または所蔵する資料の目録情報やデータを提供する、点字図書や録音図書の全国最大の書誌デー
38 タベース。

39 ☆3 「デージー図書」：文字と音声から構成され、パソコンや専用機器等で音声を読み上げることができる録音
40 図書の種類。希望する見出しにジャンプして読み上げることができる。

⑤来館が困難な子どもへのサービスの支援

県立図書館では、市町立図書館が、学校図書館や様々な子どもの居場所へ本を届けるアウトリーチの取組を支援することで、来館が困難な子どもたちへ本と出会う機会を作ります。

⑥保護者に対する働きかけ

公立図書館において、親子で参加できるおはなし会等を開催することにより、本やおはなしに親しむ機会をつくるとともに、児童書や保護者層に向けた図書や行事の情報を積極的に発信することにより、図書館への来館を促します。あわせて、貸出サービスや読書相談を行うことにより、家庭での読書活動を支援します。

(2) 子どもの読書のための諸条件の整備・充実

①蔵書の整備・充実

○県立図書館において、児童書の全点購入を行い、資料の網羅的な収集・保存を図ることによって、市町立図書館、学校図書館、文庫^{☆1}等の活動や子どもの読書に関わる人々の研究を支援します。

○県立図書館において、子どもの読書活動に関わる人々を支援するため研究書の収集・充実に努めるとともに、広く関係情報を集めて提供します。

○県立図書館において、多言語資料や読書バリアフリー資料の収集を進め、図書館利用の障壁を取り除くよう努めるとともに、これらの資料の活用にもつて、広く県民への周知を図ります。

○電子書籍をはじめとする資料形態の多様化は、今後も一層進んでいくものと思われます。県立図書館では、常に新しいメディアの動向や関連する情報の収集と対応の検討を行い、より良い形での資料整備を進めていきます。

○県内各市町の子どもの本と出会う身近な場である市町立図書館においても、幅広い児童書の収集と蔵書の充実を働きかけます。

○市町立図書館間の相互貸借体制のより一層の推進を働きかけ、資料提供体制の充実に努めます。

②子どものための読書スペースの充実

子どもに対するサービスの充実に資するため、県立図書館において、館内の児童室の充実に努めるとともに、市町立図書館においても、児童室等が充実されるよう働きかけます。

③司書の配置と専門性の向上

○司書は、児童書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で、極めて重要な役割を果たしており、すべての市町立図書館において専門知識を持った司書が適切に配置されるよう促します。

○市町立図書館の司書の専門的知識・技術の研鑽と向上のために、子どもの発達段階に対する理解を深めたり、子どもと本を結ぶ技術を高めるための各種研修の充実と参加促進に努めます。

☆1 「文庫」：主に子どもの読書を進めるために、個人あるいは地域のボランティアが集まって、地域の公民館や集会所、個人の家庭などで本の貸出しやおはなし会を行う場、あるいはその組織。

④情報化の推進

○児童書の蔵書・貸出情報やおはなし会の開催などに関する情報等の提供が、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしていることから、県立図書館において、利用しやすいホームページや利用者用コンピュータとともに、公立図書館や大学図書館等の県内にある図書館の蔵書をインターネットで一元的に検索できる横断検索システム機能を提供します。

⑤公立図書館間の協力等の推進

○県立図書館において、巡回協力車による資料や情報の提供、レファレンスの援助、司書の研修等を通じて、市町立図書館の児童サービスを支援します。

○県立図書館は、市町立図書館相互の協力体制を支援するシステムを活用し、市町立図書館間の情報交換や相互貸借の円滑化に努めます。

⑥全域サービスの推進

市町立図書館に対して、分館・サービスポイント^{☆1}の設置やBM^{☆2}(移動図書館車)の運行等により域内全域で読書環境の充実が図られるよう促します。

⑦地域の読書活動への支援

市町立図書館の行う児童館等や地域で行われる読書活動への支援や、病院等における入院児童等に対する支援を促すとともに、県立図書館は資料の貸出しや助言を行うなどし、市町立図書館のそのような活動のバックアップに努めます。

⑧学校等の読書活動への支援

○県内の学校・幼稚園・保育所等で行われる読書活動や学校図書館活用に対して、市町立図書館による支援を促すとともに、県立図書館は、市町立図書館や学校司書と連携して、保有する学校図書館支援専用図書をはじめとした豊富な蔵書の貸出しや運営への助言等の支援を行います。

○学校・幼稚園・保育所などで読書活動に関わる人を対象に、子ども読書や学校図書館支援に関する情報の発信を行うことで、その活動を支援します。

2. 児童館や公民館等における取組

児童館や公民館等の役割

児童館や公民館、コミュニティセンター等は、地域住民の学習活動や子どもの健やかな成長を目的とした誰もが利用できる施設であり、子どもの読書活動推進の一翼を担うことが期待されます。

これらの施設では、子どもが本と出会い親しむことができる場所となるよう、環境整備に努めるとともに、読書活動の普及・啓発に努めていくことが求められます。

現状と課題

■ 児童館は、子どもの健全な遊びを支援し、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とした児童福祉法に基づく児童厚生施設であり、図書室の設置が義務付けられています。

☆1 「サービスポイント」：市民が図書館サービスを受けることができる施設。

☆2 「BM」：BOOK MOBILE(ブックモバイル)の略。自動車文庫や移動図書館車等と訳される。学校・幼稚園・保育所等や図書館から遠方にある地域等に図書館の本を搭載した自動車で出かけ、その場で貸出し・返却を行う。

1 ■ その図書室は、地域の身近な読書活動の支援の場になっており、絵本等の児童書の貸出しやそれらを
2 活用した様々な活動が行われ、読み聞かせやおはなし会などの活動は、子どもが読書に親しむ契機になっ
3 ています。

4 ■ 子どもの読書活動を推進する上で、児童館には、図書室を気軽に活用でき、子どもにとって身近に感
5 じられる読書施設としていくことが求められます。

6 ■ 地域での活動や交流の拠点である公民館やコミュニティセンターでは、子育てサロンなど保護者を対
7 象にした講座の開催や、ボランティアによる読み聞かせ会等が行われています。

8 ■ 公民館やコミュニティセンターには、その事業等を通して子どもの読書活動に対する理解を深めるとと
9 もに、公立図書館とも連携しながら、ボランティアによる読み聞かせ会等、地域住民による子どもと本をむ
10 すぶ様々な活動の場を提供することにより、地域の子どもの読書活動を推進することが期待されます。

11 12 **施策の方向**

13 **(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供**

14 ○子どもが読書に親しむ機会を提供し、子どもの読書への興味・関心を高めるため、保護者や地域の
15 ボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの活動が推進されるよう促します。

16 ○読み聞かせやおはなし会等においては、関連図書の展示などにより、子どもの本に対する興味を広げ
17 られるような活動を、公立図書館と連携して行えるような工夫を促します。

18 19 **(2) 読書環境の整備・充実**

20 ○図書を気軽に閲覧できるような配慮、希望図書の貸出しの実施など、子どもが気軽に読書に親しむこ
21 とができるような環境づくりを促します。

22 ○蔵書の整備を図り、子どもが親しめるよう配架の方法を工夫するなど、図書室の充実を促します。

23 24 **(3) 職員等の知識・技術の向上**

25 職員等の読み聞かせ等の知識・技術の習得あるいはその向上を目的とした講習会や研修会への積
26 極的な参加を促します。

27 28 29 **3. 読書ボランティアなどによる取組**

30 31 **読書ボランティアの役割**

32 読書ボランティアは、園・学校・図書館・公民館等と連携しながら子どもの読書活動の推進に関する理解
33 や関心を深めたり、子どもが読書に親しむ機会を提供したりするなど、子どもの読書活動を推進する上で
34 大きな役割を果たすことが期待されます。

35 36 **現状と課題**

37 ■ 読書ボランティアなどは、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読
38 書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与していま
39 す。

1 ■ 子どもの読書活動の重要性の理解や読み聞かせ等の技術の向上や交流のために、読書ボランティア
2 等の子どもの読書活動を支える人々を対象とした研修の機会を継続的に設けることが重要です。

3 ■ 令和4年度に行った調査(「読書活動団体等の調査」県教委生涯学習課)では、子どもを対象とした読
4 書関係のボランティア活動を行っている団体が416団体、会員が4,193人でした。読書ボランティア養成
5 講座や様々な子ども読書活動推進の取組により、より一層、身近な地域で文庫活動や読み聞かせ等が行
6 われる環境づくりを進めていくことが重要です。

7 ■ 「図書館法」や「図書館の設置及び運営に関する望ましい基準」では、ボランティア活動の機会や場所
8 を提供することが定められています。

9 ■ 読書ボランティアなどが主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内
10 容を充実させるとともに、県全体の子どもの読書活動の一層の推進に資することになることから、読書ボラ
11 ンティアなどの団体間の連携・協力が図られることが望まれます。

13 施策の方向

14 (1) 読書ボランティア（リーダー）の養成

15 ○文庫活動や読み聞かせなどの活動の一層の充実を図るため、活動を行っている人や、これから活動
16 をしたいと考えている人を対象にした養成講座やスキルアップ講座の開催を推進します。

17 ○読書ボランティアが集まり、互いに連携して活動の情報や実践を交流し合う機会を提供します。

19 (2) 情報の収集・提供

20 読書ボランティアなどの活動を支援するため、県内の読書ボランティアなどに関する情報をはじめ、子
21 ども読書活動に関わる情報を収集・提供することにより、各地域での活動の充実を促します。

23 (3) 園、学校、図書館等との連携等ボランティア活動の場の提供

24 ○モデル的な実践事例の紹介などにより、読書ボランティアなどと園、学校、図書館等との連携・協力を
25 促進します。特に市町立図書館においては、読書ボランティア活動と連携して、ボランティア活動の
26 機会や場所が提供されるよう促します。

27 ○県や関係団体が行う子どもを対象とした催しの際、図書館やボランティアと連携したおはなし会等子
28 ども読書に関する行事が行われるよう情報提供や調整に努めます。

30 (4) 国や民間の助成の活用

31 国の民間団体に対する支援策である「子どもゆめ基金」や民間の子ども読書活動への助成等の周知
32 に努め、その活用を奨励することにより、子どもの読書活動を推進する活動の充実を促します。

3 幼稚園・保育所・認定こども園における取組

幼稚園等の役割

幼稚園・保育所・認定こども園は、幼児期に、絵本の読み聞かせなどにより、本に親しみ、楽しさを覚える機会を提供するなど、その後の読書活動の基礎を築く、大切な役割を果たしています。

現状と課題

■ 乳幼児期に、言葉や絵本にふれる機会を増やし、本に親しんでその楽しさを覚えることは、その後の読書活動の基礎となります。

■ 幼稚園教育要領、保育所保育指針および幼保連携型認定こども園教育・保育要領には、「言葉」の領域に「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」ことが求められています。

■ 幼稚園・保育所・認定こども園では、絵本の読み聞かせ、紙芝居、パネルシアター^{☆1}等を随時行うなど、おはなしに対する子どもたちの興味を育み、読書活動へ広げる活動が展開されています。おはなしを始めようとすると、本のもとへ集まり、目をきらきらさせて待つ子どもたちの姿が見られます。

■ 教員や保育士、保育教諭が乳幼児期における絵本等との出会いの重要性をより深く理解し、乳幼児が気軽に絵本や物語等にふれあえる環境づくりに工夫を凝らしたり、公立図書館やボランティア等との連携・協力による読み聞かせなどをしたりすることによって、一人ひとりの子どもの言葉に対する感覚が養われるように努める必要があります。

■ 親子で絵本を楽しむ時間を家庭でも持てるよう、保護者を対象とした講習会や情報交換の場を設けて読書の重要性に対する啓発を図ること、家庭に対する絵本の紹介や貸出しを行うことなどが期待されます。

施策の方向

(1) 絵本等に親しむ機会の提供

○ 指導計画において、発達の段階に即した絵本等の活用を盛り込むよう働きかけ、乳幼児が絵本や物語、紙芝居等に一層親しむ機会を確保するよう促すとともに、近隣の小・中・高等学校との異年齢交流の中で、上学年児童生徒が読み聞かせ等を行うことなどにより、乳幼児の絵本等にふれる機会が多様になるような工夫を促します。

○ 幼稚園・保育所・認定こども園での読み聞かせに未就園児や保護者などにも参加してもらうなど、子育て支援の中で保護者の理解を深めながら、乳幼児が絵本等をより楽しめるような工夫を促します。

○ 保護者の理解を深め、家庭での読み聞かせ等の活動が進むよう、絵本等との出会いの重要性を家庭にも伝えたり、保護者やボランティア等の協力を得て、絵本の読み聞かせや紙芝居の実演等の開催、絵本の貸出しをすることなどを通して、家庭との連携を密にするよう促します。

☆1 「パネルシアター」: 毛羽立ちのよい布を張ったパネルを置き、不織布で作った絵や人形をそのパネルの上にくっつけたり、動かしたりしながら、話の内容に沿った場面を構成し演じる、動く紙芝居のようなもの。

1 **(2) 資料・場所の整備・充実**

2 ○乳幼児が主体的に絵本や物語に親しんでいけるよう、興味・関心、発達等に応じた絵本等を整備す
3 るとともに、乳幼児が自ら手にとって本に親しめ、落ち着いてじっくりと見ることができる図書スペース
4 を設置するなどの環境づくりを促します。

5

6 **(3) 教員・保育士等の理解や技能の向上**

7 ○乳幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、県教育委員会が開催する子どもの読
8 書学習講座や各市町で開催される講習会や研修会への積極的な参加を促し、研修等を通じて教員
9 や保育士の理解や技能を高めるように努めます。

10

11 **(4) 公立図書館やボランティア等との連携**

12 ○公立図書館等との連携により、子どもの発達に応じた図書を選定し、幼稚園・保育所・認定こども園
13 での利用に供せられるようにその紹介に努めます。

14 ○公立図書館やボランティア等との連携を図るために、連絡会等の開催を促進します。

4 学校における取組

学校の役割

学校では、従来から国語科などの各教科等における学習活動を通じて読書活動が行われており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担ってきました。また学校図書館は、すべての学校に設置が義務付けられており、子どもたちにとって最も身近な図書館です。加えて、学校図書館は、学級になじめない子ども等、多様な背景を持つ児童生徒の居場所となり得ます。

平成 29 年・30 年に公示された学習指導要領においては、言語能力育成を目的として、各教科の特質に応じた言語活動を進めるとともに、学校図書館の計画的な利活用を通じて、児童生徒の自主的・自発的な読書活動の充実を図ることとしています。その際、学校図書館には「主体的・対話的で深い学び」の推進を効果的に進める基盤としての役割が求められており、学校図書館や読書活動の位置づけはますます重要なものになっています。さらに、県の学ぶ力向上滋賀プランとして重点を置いて取組を進めている「読み解く力」の育成にも、学校図書館の利活用は「必要な情報を確かに取り出す」、「情報を比較し、関連付けて整理する」、「自分なりに解決し、知識を再構築する」という、どのプロセスにおいても有効であると考えます。

また、平成 28 年には、学校図書館の運営上の重要な事項について、その望ましい基準を示す、「学校図書館ガイドライン」が策定されました。

そこで、学校図書館の「読書センター」^{☆1}や「学習センター」^{☆2}、「情報センター」^{☆3}という役割を再認識し、それらの機能を活用した授業のあり方をより一層工夫するとともに、すべての教育活動を通じて児童生徒が楽しみながら自主的に読書に親しむことができるようにすることが大切です。

そのためには、学校図書館の年間運営計画を立て、その機能を活用する学習指導、読書指導等に協力するなど、学校図書館の運営・活用に中心的な役割を担う司書教諭と、資料の紹介、提供、情報サービス、広報、資料整備等実際の学校図書館サービスを専ら担う学校司書の配置は不可欠です。

学校図書館長の役割を担う校長のリーダーシップのもと、司書教諭や学校司書が核となり、組織的に学校図書館を運営し、教員と連携して全校的な読書活動を意図的・計画的に実施すること、公立図書館と連携したり読書ボランティアの協力を求めたりすることによって多様な読書活動を展開すること、保護者に呼びかけ家庭における読書習慣を確立することなどが求められています。

☆1 「読書センター」：学校図書館が、日々の生活の中で児童生徒が読書を楽しむ場であり、また豊かな感性や情操を育む読書指導の場としての機能を果たすこと。

☆2 「学習センター」：学校図書館が、児童生徒の主体的な学習活動を支援する場であり、授業の内容を豊かにしてその理解を深める機能を果たすこと。

☆3 「情報センター」：学校図書館が、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする機能を果たすこと。

1. 小中学校における取組

(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

現状と課題

■ 第4次計画期間中の指標の推移を見ると、**全校一斉の読書活動等は普及しているものの**、学校の授業以外で平日に継続的に読書している児童生徒の割合は全国平均と比べて低く、自主的な読書習慣の定着に課題があると考えられます。

■ 全校一斉の読書活動は、それまで日常的に読書に親しんで来なかった児童にも一定時間本に接する機会を設けることができるため、すべての子どもに読書の習慣付けを図るうえで有効な取組といえます。また、朝の読書活動の取組は、落ち着いた雰囲気での一日のスタートを迎えられるという効果があり、学校生活のリズムづくりという観点からも推進されていますが、子どもが楽しみながら自主的に行う読書活動につながるよう工夫していくことが重要です。さらに、一斉読書活動が学校・学級・学年によって取組の度合いに大きな違いが出ることはないように、発達段階に応じた読書が系統的に行われるような指導計画を作成するなど、読書活動の意義について全教職員の意識を高めていく必要があります。

■ 一斉読書活動以外にも、読み聞かせやブックトーク、推薦図書コーナーの設置などを実施している学校があります。子どもたちの読書に対する興味・関心を高めるために、一斉読書とあわせて、これらの取組を継続していくことが必要です。「友だちにすすめたい私の好きな本」、「〇〇先生がすすめる本」、「図書委員会による選書 100」といったブックリストを用意し、それらの本がいつでも手に取れるようにしておくことも有効な取組です。

■ 各教科等の指導計画に読書活動を組み込んだり、学校図書館や公立図書館から借り出した図書等を活用した授業を行ったりするなど、様々な学習活動で読書活動が展開される工夫もなされています。今後も、これらの取組を着実に積み重ねていくことが大切です。

施策の方向

学校図書館の運営等について、助言や相談対応を行う体制の構築を図ります。

①学校の体制づくり

a 学校全体で取り組む学校図書館の整備・充実と読書活動の推進

すべての教職員が学校図書館の機能を活用した授業や取組を行えるようにするために、図書資料の充実や蔵書のデータベース化等の環境整備を進め、図書館運営委員会等校内組織の充実を図るとともに、学校図書館の活用に関する校内研修を実施したり校外研修への参加を促進したりします。

b 図書館教育全体計画の見直し、年間指導計画の充実

○長期的なビジョンに立ち、教育目標の実現に寄与し子どもの読書活動や学習に役立つ学校図書館づくりを学校の教育計画に位置づけること、各教科等の年間指導計画に学校図書館の活用や読書活動の推進を位置づけることを促進します。

○司書教諭や学校司書等が核となって、**組織的に**学校図書館を活用した授業改善の方策や実践に取り組むように努め、優れた実践事例を紹介することにより学校図書館の活用の普及・啓発に努めます。

1 c 読書活動の充実に向けた指導と助言

2 担当指導主事による学校訪問の際には、学校図書館に関する状況を把握するとともに、読書活動
3 の推進についての指導と助言を行います。

4
5 ②読書指導の充実

6 a 指導計画への位置づけ

7 国語科をはじめとして、各教科においてそれぞれの特質に応じた言語活動を充実するとともに、学
8 校図書館の計画的な利用やその機能の活用を各教科等の指導計画に位置づけ、児童生徒の主体的、
9 意欲的な学習活動や読書活動ができるよう推進します。

10 b 自主的な読書習慣の形成につながる取組の実施

11 ○児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を形成することが大切であり、学校をあげての
12 取組として、朝の読書活動をはじめとする全校一斉読書や読み聞かせ・ブックトーク等の取組の一
13 層の普及に努めます。

14 ○その際、自主的な読書習慣の形成という取組の趣旨に十分に留意するとともに、児童生徒による
15 主体的な取組である図書委員会活動なども活かしながら、友人同士で本をすすめあうなど、子ども
16 の興味・関心を高め、新たな本との出会いを作る取組を進めます。

17 ○地域や保護者のボランティアによる読み聞かせなども積極的に連携して進めます。

18 c 特別な支援を要する児童生徒の読書活動の充実

19 障害の種類や程度、発達の段階に応じ、一人ひとりの興味・関心を喚起することができるように、
20 読み聞かせなどに取り組み、学習の場や日常生活で本にふれる機会を多く設定するよう努めます。

21 d 推薦図書等の選定

22 しが子ども読書活動推進協議会と連携して作成する子どもの発達の段階に応じた啓発冊子等
23 を活用したり、学校が子どもの実態に応じて独自に推薦図書等を選定したりして、読書への啓発に
24 努めます。

25 e 先進的な取組の紹介

26 4月23日を含む読書活動期間の設定など、多くの学校で「子ども読書の日」にかかる取組を行
27 っているところです。そうした取組事例や子どもの読書活動優秀実践校の実践事例など、小・中学
28 校を含めた優れた実践事例を紹介することにより、各学校で多様な読書活動が展開されるように
29 努めます。

30
31 (2) 学校図書館の整備・充実

32
33 現状と課題

34 ■ 学校における「読書センター」や「学習センター」、「情報センター」として、学校図書館は極めて重要な役
35 割を果たします。

36 ■ 子どもの読書活動を多面的に進めたり、各教科等で学校図書館の機能を活用した学習活動を展開し
37 たりするためには、それに応えることのできる図書資料の整備および人的配置が第一に求められます。

38 ■ 学校図書館や学校司書の重要性に関する理解の促進を図り、資料整備・人的配置両面で、特に小学

1 校において一定の改善はされましたが、まだ十分とは言えません。

2 ■ 学校図書館法では12学級以上の学校に司書教諭を配置しなければならないこと、学校には学校司書
3 を置くよう努めなければならないこと、国および地方公共団体は学校司書の資質向上を図るための措置を
4 講ずるよう努めなければならないことが規定されています。

5 ■ 子どもが読書習慣を身につけ、より多くの魅力的な本とめぐり会うことができるよう、最も身近な読書
6 施設である学校図書館の資料整備と11学級以下の学校への司書教諭の発令、司書教諭の授業時間数
7 を軽減するなどの負担を減らすこと、および、学校司書の配置を進めていくことが必要です。

8 ■ 平成28年11月に策定された「学校図書館ガイドライン」では、学校図書館のさらなる整備充実を図る
9 ため、学校図書館の運営上の重要な事項について示されています。引き続きこのガイドラインを参考とし、
10 学校図書館の整備充実を図ることが望まれます。

11 ■ 令和4年度からの「第6次 学校図書館図書整備5か年計画」では、5年間で、公立小中学校等の学校
12 図書館における、学校図書館図書標準^{☆1}の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の
13 配置拡充が図られることを目的としており、計画に基づいた地方財政措置が講じられています。学校図書
14 館の蔵書を魅力あるものに整備するとともに、新聞を複数紙配備し、学校司書の適切な配置を行うことで、
15 学校図書館の利用がさらに促進されるようにすることが求められます。

16 ■ 司書教諭や学校司書の役割についての理解促進や資質の向上を図るための研修や優れた取組の実
17 践を広め、共有する場をさらに拡充していく必要があります。

18 ■ 司書教諭や学校司書等が活動の中心となって計画的な学校図書館の運営やサービスの改善・充実を
19 行うとともに、学校図書館を使った探究学習等授業への活用や多様な読書活動を実施していくことが必
20 要です。

21 ■ 蔵書のデータベース化は進んでいますが、まだ未実施の学校もあります。業務の効率化のため、学校
22 図書館の情報化を図ることが望まれます。

23 24 施策の方向

25 ①資料・設備の充実

26 a 国の施策等に基づいた学校図書館の整備

27 「学校図書館ガイドライン」を参考にし、学校図書館の適切な運営や利活用などが行えるよう働き
28 かけます。特に蔵書の整備については「学校図書館図書標準」^{☆1}の達成を実現するために、国の学
29 校図書館図書整備5か年計画による地方交付税措置も活用して必要な予算措置を講じ、図書資料
30 の整備・充実、新聞の配備に努めるとともに、内容が古くなり、利用価値が乏しくなった図書等につ
31 いては、より利用価値の高い図書に更新するなど、図書資料の選択と整理を計画的にすすめられる
32 よう、市町に対して働きかけます。

33 b 図書資料等の充実

34 しが子ども読書活動推進協議会と連携して作成する啓発冊子等の活用を図るとともに、学校独
35 自で読みたい本や学習に役立つ本を中心に自校の児童生徒に必要な図書を選定し、計画的な
36 図書資料等の充実を促します。

37 ☆1 「学校図書館図書標準」：公立義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、文部省
38 (平成5年当時)が定めた学校種・学校規模別(学級数)の蔵書冊数。

1 c 施設・設備の整備・充実

2 ○子どもたちが、行きたくなる、本が読みたくなる学校図書館になるように施設・設備の充実を促すと
3 ともに、開館時間を確保するなど、常に本を手にとることができる読書環境づくりの工夫に努めます。
4 その際、「学校図書館リニューアル」の取組について、県で作成した学校図書館活用マニュアルの普
5 及や、具体的取組事例、その効果などの周知により、自主的な実施を働きかけます。また、リニュー
6 アル後の学校図書館において、子どもの読書に対する興味・関心を引く様々な取組や探究学習等の
7 授業への活用が行われるよう促します。

8 ○児童生徒の多様な要望に応えるため、公立図書館と学校図書館間の相互貸借などにかかわるネッ
9 トワークの推進を働きかけます。

10 d 授業での利活用

11 学習指導要領等を踏まえ、子どもたちの主体的・対話的で深い学びに対応できるよう、学校図書
12 館の機能を活用した授業を学校全体として計画の中に組み込み、継続的に実施できるよう働きかけ
13 ます。また、教職員や学校司書との間で、授業内容や利用した図書のリストなどを共有し、より円滑
14 な授業準備や深みのある授業ができるよう促します。

15 e 学校図書館の情報化

16 ○学校図書館の情報化を図るため、学校図書館へのネットワークやコンピュータ整備および蔵書のデ
17 ータベース化を働きかけます。

18 ○限られた図書等を有効に活用するために、学校間の蔵書データ等の情報が共有され、相互貸借の
19 ための図書配送システムが確立され、効率的・効果的なネットワークが形成されるよう働きかけます。

20 ○一人一台端末を利用して、電子書籍などを活用することで、各学校の学習活動のほか、長期休業
21 期間中の児童生徒や感染症や災害発生などの非常時に登校できない児童生徒の自宅学習などを、
22 効果的に行えるようにする取組等を促していきます。

24 ②学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

25 a 司書教諭の位置づけの明確化

26 司書教諭は、学校図書館の専門的な仕事を行う教員として、学校図書館の運営や活用について中
27 心的な役割を担っています。学校図書館の運営にあたっては、学校図書館長としての役割も担う校
28 長のリーダーシップのもと、司書教諭が職責を十分に果たすことができるよう、その役割等について理
29 解を図り、教職員の協力体制を確立させます。

30 b 司書教諭の配置促進

31 司書教諭は、令和2年度の調査では12学級以上の全ての学校で配置されていますが、11学級以
32 下の学校においても司書教諭が配置できるよう学校図書館にかかわるひとづくりに努めます。

33 c 学校司書の配置促進

34 学校図書館活動の充実を図る上で、学校司書の果たす役割の重要性を普及・啓発するとともに、国
35 の財政措置や県内外各地の先進的な取組を紹介し、これらの積極的な活用等により、市町の小中学
36 校への学校司書の配置を促進します。

37 d 学校司書と司書教諭をはじめとする全教職員の連携促進

38 ○小・中学校に配置されている学校司書は、学校図書館の運営や図書資料の収集、管理など、学級

1 担任と兼務することの多い司書教諭と連携・協力して、学校図書館の効果的な活用を図っています。
2 全ての教職員が、各教科等において学校図書館の機能を計画的に利用できるよう、学校司書と、司
3 書教諭をはじめとする全教職員との連携促進に努めます。

4 ○各学校等におけるこのような取組を紹介するとともに、小・中学校において学校図書館の諸業務を
5 担う人員配置に工夫が図られるよう働きかけ、学校図書館の活用を促します。

6 e 研修等の充実

7 ○司書教諭等連絡協議会や子ども読書学習講座等において、学校図書館の活用や運営等に関して
8 積極的な情報交換を行ったり、子どもの読書への理解や読み聞かせの実技の習得を促進すること
9 により、司書教諭をはじめとする学校関係者の資質の向上と意識の高揚を図ります。

10 ○学校司書の資質の向上を図るため、学校司書の重要性についての理解を広げ、研修の機会の充
11 実を図ります。また、学校図書館関係者が広く参加する研修等を実施し、業務の相互理解や連携を
12 進めます。

14 (3) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

16 現状と課題

17 ■ 令和2年度の「学校図書館の現状に関する調査」では、「公立図書館と連携をしている」公立小学校は
18 95.0%、公立中学校は 58.2%ありました。資料の貸出しを中心として、小中学校と公立図書館の連携が
19 進んでいます。子どもたちの読書活動の充実のため、引き続き連携を深めていく必要があります。

20 ■ 令和2年度の「学校図書館の現状に関する調査」では、「ボランティアと連携している」公立小学校は
21 84.5%、公立中学校は 43.9%ありました。読み聞かせボランティアや保護者に、読み聞かせや紙芝居・ブ
22 ックトークといった読書にかかわる活動や、学校図書館の整備作業等に関わっていただくことは、子どもた
23 ちの読書活動に厚みを増すことにつながります。

24 ■ 県内各地で保護者をはじめ地域住民、企業、団体などにより、学校の環境整備や教科等の指導支援
25 など、学校を支援する様々な取組が広がっています。この仕組みを利用した地域の人材による学校図書館
26 への支援が期待されます。

28 施策の方向

29 ①公立図書館との連携

30 a 授業や読書指導における連携

31 ○公立図書館の司書による学校での読み聞かせやブックトークの実演、読書活動や学習活動成果物
32 等の展示会の公立図書館での開催等、公立図書館と連携した多様な読書活動が展開されるよう、学
33 校図書館と公立図書館との連絡会等により連携が図られるよう促します。

34 b 学校図書館の運営における連携

35 ○学校図書館の運営に関して、サービスの改善や利用促進を図るため、司書教諭や学校司書が公立
36 図書館の司書との連携を進めるよう促します。

37 ○学校図書館が公立図書館の蔵書を利用して読書活動を行えるよう、県立図書館と市町立図書館
38 間の協力体制を強化します。

1 c 連携体制の推進

2 ○公立図書館や地域のボランティアによる、学校や学校図書館運営の支援を進めるために、県内で
3 モデルとなる取組を実践している地域の情報を集め、その事例を広く紹介し、連携や協働に向けた
4 学校図書館関係者の意識の醸成を図ります。

5
6 ②家庭との連携

7 ○読書活動を取り入れた授業の公開等により、**学校**における読書活動の様子を家庭に知らせるよう促
8 します。

9 ○家庭における読書習慣の確立に向け、学校だより等を活用した読書のすすめ、家庭との連携による
10 読書活動や親子読書会などの取組を促進します。

11
12 ③地域のボランティア等との連携

13 ○**読書**ボランティアや地域の人材の協力によるおはなし会等の場づくりを促進し、学校を中心とした地
14 域に広がる読書活動の呼びかけを行います。

15 ○学校教諭等を対象とした図書館の活用方法、ボランティアとの連携方策、読み聞かせの手法などを
16 学習する講座の開催を通して、読み聞かせボランティアや公立図書館との連携を促進します。

17 ○学校図書館の図書展示やディスプレイ、また読み聞かせ会やブックトーク等を地域のボランティア等
18 と連携して実施できるよう促します。

19 ○地域連携担当者等を窓口として、地域の人材による学校での読書活動支援等の取組が推進される
20 よう働きかけます。

21
22
23 **2. 高等学校における取組**

24
25 **現状と課題**

26 ■ 第4次計画期間中の指標の推移を見ると、全国的な傾向と同様に、学校段階が進むにつれて読書率
27 は低下し、高校生の値は小中学生より大幅に低くなっています。

28 ■ 部活動等の課外活動や家庭学習の時間が大幅に増加し、時間的余裕が少なくなると同時に、様々な
29 活動や娯楽への興味も広がる中、**SNS等の普及の影響もあって**、読書への関心が薄れると考えられます。

30 ■ 高校生の自主的な読書活動を推進するためには、少しの時間でも本にふれる機会を設けるほか、本を
31 読みたいような情報を提供すること、生徒の幅広い関心に対応できる豊富で多様な本が身近にあるこ
32 とが重要になってきます。

33 ■ **平成30年告示**の高等学校学習指導要領においては、各教科の言語活動を充実させることが求められ
34 ています。学校図書館を計画的に利活用した学習活動の展開を通じて生徒の主体的・対話的で深い学び
35 を実践することが期待されます。

36 ■ 「学校図書館の現状に関する調査」における学校図書館の整備状況を見ると、学校司書は全ての県立
37 高等学校に配置されています。また、司書教諭については、12 学級以上の学校の司書教諭の発令状況は
38 100%、11 学級以下の学校については 37.5%となっています。

1 ■ 学校における読書指導や教科指導における学校図書館の利用を計画的に行うために、11 学級以下の
2 学校にも司書教諭を配置し、学校司書と連携を取りながら学校図書館の活用促進に取り組むことが必要
3 です。

4 ■ 1校の学校図書館で対応できない図書資料への要求に対応するには、学校図書館相互の協力体制が
5 不可欠であることから、令和3年 10 月に蔵書横断検索システム「LibFinder クラウド」を県立高校の学
6 校図書館に導入し、蔵書情報の共有化や相互利用の推進を図りました。

7 ■ 公立図書館は、学校図書館の求めに応じて資料の貸出し等の物的支援や学校に出向いてのブックト
8 ーク等の人的支援を行うことが期待されます。

9

10 施策の方向

11 (1) 読書指導の充実

12 ①読書への関心を高める取組

13 ○感性を磨き、思考力や表現力を育み、学力を支える基盤となる読書活動の推進に取り組むことは
14 重要であり、学校における読書週間にあわせた一斉読書等により、本にふれる機会を設けるほか、
15 司書等によるブックトークの実施や教職員による本の紹介、ビブリオバトルや同世代が選ぶ書評コン
16 クール等の取組によって本への興味を引き出し、高校生への自主的な読書活動の推進を図ります。

17 ○書評コンクールの成果の活用や、学校独自の図書リスト等により、高校生に対して本に関する情報
18 の提供を行います。

19 ②授業等での言語活動

20 ○言語活動を充実させた授業づくりを推進するため、学校図書館において、教室で学んだことを確か
21 め、広げ、深める学習活動を展開するとともに、「総合的な探究の時間」等において、課題を設定し、
22 その課題を解決するために必要な図書資料から情報を収集、整理・分析し、自分の考えをまとめて
23 発表するなど、生徒の主体的な探究的学習を支援するよう努めます。

24 ○これらの学習を展開する際に必要となるスキル(「課題設定の仕方」「資料からの情報の探し方」
25 「情報の整理の仕方」「資料へのまとめ方」など)を、学校図書館を活用する中で生徒に身に付けさせ
26 るよう努めます。

27 ○1人1台端末の導入が進んだことで、生徒の学びがより個別最適化され、生徒が主体的に学びを深
28 めていくことが期待されます。そのためには、学校図書館でも1人1台端末を活用した授業の展開が
29 行いやすい環境整備が求められます。

30

31 (2) 学校図書館の整備・充実

32 ①司書教諭の位置づけの明確化

33 司書教諭は、学校図書館の専門的な仕事を行う教員として、学校図書館の運営や活用について
34 中心的な役割を担っています。学校図書館の運営にあたっては、学校図書館長としての役割も担う
35 校長のリーダーシップのもと、司書教諭が職責を十分に果たすことができるよう、その役割等につ
36 いて理解を図り、教職員の協力体制を確立させます。

37 ②司書教諭の配置促進

38 11 学級以下の高等学校についても、司書教諭が配置できるよう学校図書館にかかわるひとづくり

1 に努め、学校司書との協力・連携による学校図書館の計画的な運営が行われる環境整備を図りま
2 す。

3 ③学校司書と司書教諭をはじめとする全教職員の連携促進

4 学校司書は、司書教諭と連携・協力して学校図書館の運営を進めるとともに、図書資料の管理を
5 はじめ諸事務の処理等にあたっています。今後も、読書活動や授業での利活用において、学校図書
6 館の活用をさらに充実するため、学校司書と司書教諭をはじめとする全教職員の連携促進に努め
7 るとともに、研修の充実等司書の資質向上を図ります。

8 ④研修等の充実

9 司書教諭等連絡協議会や子ども読書学習講座等において、学校図書館の活用や運営等に関し
10 て積極的な情報交換を行ったり、子どもの読書への理解や読み聞かせの実技の習得を図ることによ
11 り司書教諭をはじめとする学校関係者の資質の向上と意識の高揚を図ります。

12 ⑤図書資料等の充実

13 県立高校において、学校図書館機能をさらに充実させることをめざして、図書資料の整備・充実を
14 継続的に進めます。また、特別な支援を要する生徒の状況に応じた多様な資料の提供や、誰もが使
15 いやすい図書館の環境整備の推進に努めます。

16 ⑥学校図書館間の協力等の推進

17 すべての県立高校で蔵書のデータベース化が進められており、蔵書横断検索システムの導入によ
18 って、県立高校の学校図書館がそれぞれの蔵書を必要に応じて相互利用できる協力体制が構築さ
19 れています。この仕組みにより図書の相互貸借等が推進されるよう図ります。

21 (3) 公立図書館やボランティア等との連携

22 ①授業や読書指導における連携

23 公立図書館の団体貸出制度等を利用した資料提供や、司書やボランティアによるブックトーク・読
24 み聞かせなどの活動を公立図書館と協力して行うように努めます。あわせて、公立図書館の利活用
25 について広報することなどにより、公立図書館の利用促進を図ります。

26 ②連携体制の促進

27 学校司書と公立図書館の司書が学校と公立図書館の連携等について情報交換や協議を行うこ
28 となどにより、相互理解と連携促進に努めます。

31 3. 特別支援学校における取組

33 現状と課題

34 ■ 本県の特別支援学校における児童生徒の不読率は令和5年度 40.3%でした。

35 ■ 障害のある子どもに対しては、一人ひとりの障害の種類や程度、発達の段階に応じた指導を行うことが
36 重要であり、全員一斉の読書活動の時間を設けることが難しい場合もあります。

37 ■ 一人ひとりが読書の楽しさにふれることができるように、豊かな読書活動を体験できる教育活動を工夫
38 したり、日常生活の中で本とふれあう機会を設けたりする必要があります。

1 ■ 蔵書のデータベース化を一層推進し、そうしたことで得られる情報を活用して様々な障害や発達段階
2 に応じた魅力的な図書資料等の充実に努めるなど、子どもが本との出会いを果たすにふさわしい環境を
3 整備することも求められています。

4 ■ 情報通信技術の進展にともない、電子書籍やデジタール図書をスマートフォンやタブレット端末で利用で
5 きる環境が身近になってきています。紙の本や絵本を読むことが困難な子どもに対する読書活動へのはた
6 らきかけにはこれらの利用が有効な場合があります。

7 ■ 視覚障害者用の点字や録音図書のデータベースの構築が進んでいます。学校等においてこれらを活
8 用することで視覚障害のある児童生徒の読書活動の推進を図ることができます。

9 ■ 読書活動の意義について教職員の意識を高める研修等に取り組む必要があります。

11 施策の方向

12 (1) 児童生徒の読書活動の充実

- 13 ○一人ひとりの興味・関心を喚起することができるように、読み聞かせやパネルシアター等に取り組み、
14 学習の場や日常生活で本にふれる機会を多く設定するよう努めます。
- 15 ○「学校だより」等を通じて読書の重要性を家庭に呼びかけ、子どもの実態とニーズに応じた読書活動
16 が保護者とともに行われるように促します。

18 (2) 学校図書館の整備・充実

- 19 ○障害のある子どもが豊かな読書活動を体験することができるよう、子どもの様々な障害の種類や程
20 度に対応できる図書資料の充実を進めます。
- 21 ○学校図書館と公立図書館の連携を図り、情報交換や相互貸借等により、障害のある子どもにとって
22 障害の状況に応じた読書環境が向上するように努めます。
- 23 ○「特別支援教育教材ポータルサイト」^{☆1}の活用などにより、障害のある児童生徒の読書環境の充実を
24 図ります。

26 (3) 教職員の専門性の向上

- 27 ○学校図書館の運営にあたっては、学校図書館長としての役割も担う校長のリーダーシップのもと、司
28 書教諭が職責を十分に果たすことができるよう、その役割等について理解を図り、教職員の協力体制
29 を確立させます。また、11 学級以下の学校についても、司書教諭が配置できるよう学校図書館にかか
30 わるひとづくりに努め、学校司書との協力・連携による学校図書館の計画的な運営が行われる環境整
31 備を図ります。
- 32 ○障害の種類や程度、発達の段階に応じた読書活動や読書環境の工夫など、優れた実践事例の交流
33 や紹介等により、読書活動推進に関する教職員の意識を高めます。
- 34 ○専門的な理解や技能を得ることができるような講習会や研修会への参加を促進するとともに、その
35 内容について周知する体制づくりに努めます。

38 ☆1 「特別支援教育教材ポータルサイト」：インターネットにより、障害の状態や特性に応じた教材提供および情報提供を行
39 い、特別支援教育の進展に資するためのシステム。独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営している。

1 **(4) 公立図書館との連携**

2 墨字^{☆1}による読書が困難な子どもの保護者に対して、県立図書館が加入しているサピエ図書館サ
3 ービス等を広報し、点訳や音訳等の資料による読書環境の充実を図ります。

37
38

 ☆1 「墨字」:視覚障害者の使用する「点字」に対して、通常の印刷による文字や筆記文字の呼称。視覚障害者が墨字の文
39 章を読むためには点訳、音訳などが必要になる。

5 啓発・広報等の推進

子どもの読書活動の推進のため、その意義や重要性について県民の理解と関心を深めることが大切であることから、国や県、市町、関係機関(団体)との連携・協力による普及・啓発活動が必要となります。

県立図書館では、市町立図書館の児童書関係行事の情報を収集し、県立図書館や生涯学習課のホームページや広報紙を通じて情報提供しています。

子どもの読書活動の実態や市町、学校、図書館、**読書**ボランティア等の取組などに関する情報を収集し、多くの人々がその情報に容易に接し、活用することができるようにすることが求められています。

1. 「子ども読書の日」等における啓発・広報の推進

子ども読書活動推進法では、「子ども読書の日」(4月23日)が設けられ、地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされていることから、様々な広報媒体により「子ども読書の日」等の周知に努めるとともに、公立図書館や学校などで読書活動を取り入れた授業の公開や読み聞かせ等が実施されるよう促します。

2. (仮称) 子ども読書支援センター等による啓発・広報の推進

○関係する施設や団体との連携・協力を図ることにより、子どもの読書にかかわる幅広い情報の収集を行い、**ホームページ**に掲載することにより、子どもの読書活動に関する様々な情報を提供します。

○情報通信技術の進展に応じた新しいツールを活用するなど有効な情報提供手段の採用に努めます。

○子ども読書啓発冊子の改訂を適宜行い、家庭等への配布や、サイト上での公開で読書案内情報を提供することにより、子どもや保護者の関心と理解を深めます。また、啓発冊子以外にも、効果的な手法により子どもたちに発達段階に応じたおすすめの本を紹介する取組を進めます。

○子ども読書学習講座等の機会に、子どもの読書活動に関する先進的な実践事例の発表や交流ができる場を提供することにより、関係する機関や団体における活動内容の充実を促進します。

3. 優れた取組の奨励

○国の表彰制度を活用し、子どもの読書活動の優秀実践校、図書館、団体、個人を積極的に推薦することにより、優れた取組を奨励し、関係者の取組の意欲をさらに高め、活動内容の充実を図ります。

○優れた取組を広く県民に広報し、普及することにより、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるよう努めます。

6 施策の推進方法

本計画の推進にあたっては、関係機関、読書ボランティア、市町等との連携をさらに深め、方策の効果的な推進を図る必要があります。

県ではこれまで、子ども読書活動を総合的に推進するため、学識経験者、民間団体、学校図書館、公立図書館の関係者および関係行政担当で構成する「しが子ども読書活動推進協議会」により、計画に掲げた施策の推進状況や指標の達成度について、定期的に点検しながらの進捗管理を行ってきました。

そのほか、子どもの読書活動の推進に関わるあらゆる活動が効果的に実施されるよう、インターネットを活用し、人材育成情報やボランティア情報の提供、相談活動などを行い、各主体が連携・協力することによりネットワークの形成が図られるよう努めるなど、県全体として子ども読書活動の活性化が図られるよう努めてきました。

「こども としょかん」として、取組を拡充させるにあたり、全県ネットワークにおいて、子ども読書に関する資料や情報の収集・発信、相談、研究等の役割を担う機能を県立図書館に設置し、総合的に取り組んでいくこととします。

1. しが子ども読書活動推進協議会の開催等

○しが子ども読書活動推進協議会を定期的に開催し、関係者間の連携・協力のあり方についての意見聴取や情報交換等を行い、その成果を生かしながら方策の効果的な推進に努め、全県的な読書活動の推進をめざします。

○計画の進捗状況について、施策の実施状況を検討・評価するなど適切な進行管理に努めます。

2. (仮称) 子ども読書支援センターによる総合調整

○「こども としょかん」として、取組を拡充させるにあたり、全県ネットワークにおいて子ども読書に関する資料や情報の収集・発信、相談、研究等の役割を担う機能、(仮称)子ども読書支援センターを県立図書館に設置し、総合的に取り組んでいくこととします。

○優れた取組の情報や研修等に係る情報等を集約し提供することにより、県全体として人材育成やスキルアップを図られ、子ども読書活動が活性化するように努めます。

○子どもの読書活動に関わるNPOやボランティア団体等が互いに連携・協力を図り、より効果的な活動となるよう、交流の場づくり等に努めるとともに、各主体のネットワークの形成が図られるよう努めます。

○学校図書館の運営に関する市町からの相談に対応し、助言等を行います。

3. 市町との連携

○子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的な推進を図るため、市町との連携・協力を努めます。

○市町に対し、それぞれの地域の状況を踏まえ、国の基本計画および県の推進計画を基本として、市町の子どもの読書活動推進計画の見直しや改訂が実施されるよう働きかけます。

1 ○市町との連携・協力を図り、市町が実施する子ども読書活動推進事業に関する情報の収集・提供
2 を推進します。

3 ○公立図書館と学校図書館が相互に協力・支援できる体制を推進するため、先進的な実践事例の紹
4 介や情報交換の場の提供に努めます。

6 4. 関連機関・団体等との連携

7 子どもの読書環境を整備・推進するために、関連団体や民間企業などいろいろな分野の機関との連携が
8 進められ、活動の場の拡大を図ることが期待されます。子どもの身近なところに本がある環境づくりを推進
9 します。

11 ○図書館の団体貸出制度の活用や文庫活動等との連携により、絵本や児童書が設置されるような取
12 組を促します。

13 ○子ども会や自治会、放課後子ども教室や放課後児童クラブ、さらには地域の企業や子ども食堂など
14 の様々な主体との連携を通じて、子どもが集まる場所でおはなし会等の読書活動が行われるような
15 工夫を促します。

16 ○保健・福祉部局との連携により、乳幼児健診時に保護者向けの子ども読書啓発冊子を手渡してき
17 ており、こうした機会にあわせて関係機関・団体との連携によるブックスタート等の事業を実施する
18 など、啓発方法の工夫を働かかけます。

19 ○滋賀県家庭教育協力企業協定制度(しがふぁみ)加盟の企業・事業所等との連携を進め、子ども
20 読書の啓発チラシ等の情報提供をすることにより、働く大人たちや子育て期の保護者層に子ども読
21 書活動の重要性についての理解を促進します。

22 ○社会教育士^{☆1}や地域学校協働活動推進員^{☆2}など社会教育関係者のネットワークや知見が有効で
23 あるとともに、司書や学校司書が社会教育士の称号を得て、地域の様々な場所で生涯学習社会の
24 中核として活躍することも期待されており、連携が促進されるよう、活用方策を検討します。

25 ○読書のきっかけともなり得る様々な体験活動、学校図書館支援、読み聞かせ等の読書関連のイベ
26 ントの実施等についても、地域と学校が連携・協働するコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)
27 ^{☆3}や地域学校協働活動^{☆4}の取組とも連動させながら、地域社会と協働した活動として促進を図りま
28 す。

31 ☆1 「社会教育士」:令和2年度から始まった、学びを通じて、ひとづくり・つながりづくり・地域づくりに中核的な役割をは
32 たす専門人材の称号。

33 ☆2 「地域学校協働活動推進員」:社会教育法第9条の7において、教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報
34 共有や活動を行う地域住民等への助言などを行うもの。

35 ☆3 「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」:学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可
36 能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

37 ☆4 「地域学校協働活動」:地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住
38 民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地
39 域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

1 第5章 指標の設定

2 この計画では、子どもの読書活動の推進状況を概観できる指標として以下のとおり設定し、これらの指
 3 標の数値が増加していくことを目指します。この指標の数値の把握などによって、この計画の進行管理を
 4 行っていきます。

5

指 標 名	現状 (年度)
①乳幼児の健康診査時等に、親子に対する読書啓発の取組を複数回行っている市町数の割合 ※「乳幼児の健康診査時等における親子に対する読書啓発の取組に関する調査」 (生涯学習課)	42.1% (R4)

6 (指標設定の考え方)乳幼児期からの読書習慣の形成には、健康診査時等における親子に対する啓発が
 7 重要であり、ブックスタート等の取組が各市町において定着してきていることから、継続して行われる健康
 8 診査時に複数回の読書啓発の取組を行っている市町数の割合を指標として設定します。

9

指 標 名	現状 (年度)
②学校の授業以外で平日(月曜日から金曜日)に1日当たり10分以上 読書している児童生徒の割合 ※文部科学省「全国学力・学習状況調査」(幼小中教育課) ※電子書籍を含む	小 学 校 (6年生) 59.4% (R5)
	中 学 校 (3年生) 44.1% (R5)
③1か月間に1冊以上本を読んだ高校生の割合 ※「子どもの読書活動に関する調査」(生涯学習課) ※電子書籍を含む	57.1% (R5)

10 (指標設定の考え方)子どもが楽しみながら自主的に行う読書につなげていくことが重要であることから、
 11 読書習慣の定着を測るための指標として設定します。

12

指 標 名	現状 (年度)
④学校図書館図書標準を達成している学校数の割合 ※文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」(幼小中教育課)	小 学 校 49.5% (R2)
	中 学 校 29.2% (R2)
⑤学校司書を配置している学校数の割合 ※文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」(幼小中教育課)	小 学 校 64.2% (R2)
	中 学 校 58.3% (R2)

13 (指標設定の考え方)学校図書館は子どもにとって最も身近に本に親しめる場所であり、その環境整備や

1 活用が重要であることから、④は資料整備面の充実を、⑤は人的整備面の充実を測るための指標として
2 設定します。

3

指 標 名	現状 (年度)
⑥児童書の公立図書館での年間貸出冊数(12歳以下の県民1人当たり) (県立図書館)	24.6冊 (R4)

4 (指標設定の考え方)公立図書館は地域における子ども読書活動推進の中核的な役割を果たすことから、
5 その活用状況を測るための指標として設定します。

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

1
2
3
4
5 (参考資料)
6

7 I 県内の取組紹介

8 II 子どもの読書活動の推進に関する法律

9 III 視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律

10 IV 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」

11 V 計画における所要見込額

12 VI 県内公立図書館等一覧

13 VII しが子ども読書活動推進協議会設置要綱・委員名簿
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

(※参考資料の本文等は省略)

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36

第5次滋賀県子ども読書活動推進計画
～滋賀ならではの「こども としょかん」を目指して～

発行／令和〇年(202〇)年〇月

発行者／滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-4651

FAX 077-528-4962

